

平成21年9月第5回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 平成21年9月8日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番	桜田秀雄
2番	林修三
3番	山口孝弘
4番	小高良則
5番	湯浅祐徳
6番	川上雄次
7番	中田眞司
8番	古場正春
9番	林政男
10番	新宅雅子
11番	横田義和
12番	鯨井眞佐子
13番	北村新司
14番	古川宏史
15番	山本義一
16番	京増藤江
17番	右山正美
18番	小澤定明
19番	京増良男
20番	丸山わき子
21番	加藤弘
22番	山本邦男

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副市	長	高橋 一夫
教 育	長	齊藤 勝
総 務 部	長	浅羽 芳明
市 民 部	長	小倉 裕

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	越 川 みね子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 任 主 事	栗 原 孝 治

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成21年9月8日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（山本邦夫君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。

最初に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅雅子でございます。

私は、1. 子どもの健康について、2. 介護について、3. 道路整備についての3点にわたりご質問させていただきます。

それでは、質問事項1. 子どもの健康について。要旨（1）ヒブワクチンについて伺います。

今議会、発議案第7号で、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書が提出されています。細菌性髄膜炎を引き起こすヒブ菌とは、どこにでもいる常在菌で、症状が出ていなくても、喉にこの細菌を持っている人は、全体の1パーセントから5パーセントいるそうです。かかると、細菌性髄膜炎を発症する頻度が最も多く、毎年約1千人の子どもが発症し、4人に1人、25パーセントの子どもに知的障がいや運動障がい、難聴、てんかんなどの後遺症が残り、5パーセントが死亡します。1千人の5パーセントですから50人になります。しかし、ワクチンを接種すれば、細菌性髄膜炎は完全に防げます。ワクチンは現在133カ国で導入されていますが、日本では今年1月、国の承認を受けたばかりで、日本の予防接種体制は大きく遅れをとっています。

発議案の中では、1. ヒブワクチンをポリオや三種混合ワクチンと同じように定期的接種対象疾患にすること。

2. 肺炎球菌ワクチンというのがありますが、それは、厚生労働省に承認申請が出されているので、早急に承認することを求めています。

しかし、現在は任意接種なので、1回7千円から9千円のワクチンを4回接種しなければならず、全部で3万円前後の費用がかかります。経済的負担を軽減し、命に関わる病気から子どもを守るため、1回3、4千円の助成をしている自治体があります。品川区では、今年4月から1回3千円の助成をしており、家庭の負担は1回約5千円、4月1カ月で642人が利用したそうです。

そこで、ご質問いたします。

子どもの命を救うため、ヒブワクチン接種は喫緊の課題と認識しております。ワクチン接種の助成を求めるがいかがか伺います。

質問事項2. 介護についてご質問いたします。

ご存じのように、介護保険制度は、介護が必要になっても自宅で安心して暮らせる社会を

目指し、40歳以上の国民を対象にして2000年4月に導入されました。導入直後から利用者は着実に増え、その分、家族の介護負担も軽減されるであろうと考えられていました。

介護保険制度が出発してそろそろ10年になります。何回かの見直しを経て、問題はありますが、使いやすく整備をされてきました。厚生労働省が、今年7月30日に発表した「2008年度の介護給付費実態調査」によると、介護サービスなどを利用した人は、前年度を14万6千人上回る45万16千人で、社会にすっかり介護保険は定着したように思います。

しかし、その一方で、最近では「介護殺人」が急速に多くなり、大きな社会問題となっています。昨年、平成20年度は54件、今年の7月、8月の2カ月だけでも6件、21年に入ってからでも介護殺人が20件以上と言われています。

まだ記憶に残っている方も多くいらっしゃるかと思いますが、先月8月25日には東京江東区で夫が認知症の妻を殺害するという、大変いたましい事件が起きたばかりです。

そこで、ご質問いたします。

要旨①家族を介護する人への支援にはどのようなものがあるのか伺います。

②介護する人へのさらなる支援の充実を求めるがいかにか伺います。

質問事項3. 道路整備についてご質問いたします。

夏休みも終わり、2学期が始まり、子どもたちがまた元気に学校に行き始めました。交差点では毎日、交通ボランティアの人々が熱心に交通整理に当たり、子どもたちを見守っています。毎日見なれた光景の1つではありますが、そのたびに、交通事故防止が身近な問題であることを実感いたします。

交通事故全体の死者数は1999年をピークに減少傾向にあり、大変喜ばしいことです。2007年には死者数は5千744人と54年ぶりに6千人を下回りました。とはいえ、いまだ、多くの尊い命が交通事故によって失われ続けていることに変わりはありません。

そこで、ご質問いたします。

要旨（1）本市の信号機整備について。本年度の本市の信号機整備予定はいかにか伺います。

要旨（2）立体減速シートについて。

6月議会で、公明党の川上議員が提案した立体減速シートの敷設に関して、検討されたのかどうか、状況を伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

公明党、新宅雅子議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 子どもの健康について答弁いたします。

（1）①ですが、ヒブワクチンとは、インフルエンザ菌b型ワクチンのことを略して言い、このインフルエンザ菌b型は中耳炎や気管支炎のほか、脳や脊髄を覆っている髄膜に感染し、炎症を起こした場合は細菌性髄膜炎や敗血症、または肺炎などの全身感染症を起こすことが

あります。

なお、このインフルエンザ菌は季節性インフルエンザや新型インフルエンザ等のようにウイルスによって呼吸器を中心に起こるものとは種類が異なり、発病者は乳児や幼児が中心で国内での5歳以上の発病は報告されておられません。このワクチンの効果は最近、世界的にも注目されてきておりますが、我が国においてはワクチンの製造には至っていない状況で、すべて輸入によるものです。平成20年12月から使用が可能となりましたが、任意接種として始めたところであり、絶対数も不足し、1、2か月待機する方もいると聞いております。

市が行う予防接種につきましては、麻しん撲滅に向けて麻しん風しん予防接種の接種率100パーセント達成を目標として接種を進めています。

また、日本脳炎についても4年間の積極的勧奨見合わせの後、今年6月に新ワクチンが認可されたところであり、まずはポリオやBCG及び3種混合等とともに定期予防接種を推進しているところでありますので、現在、ヒブワクチン接種に対する助成は考えておりません。

次に、質問事項2. 介護について答弁いたします。

(1)の①と②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

介護保険制度がスタートして9年が経過し、高齢化の進行とともに介護が必要な高齢者も増加してきており、平成21年7月末の本市の要介護・要支援認定者は1千829名を数えております。そのほとんどの方は在宅で生活しており、介護保険サービスによる介護や家族による介護によって生活を維持しているところでございます。

介護保険サービスには、日中、自宅からの送迎により、施設でレクリエーションやリハビリ、入浴や食事をして過ごす「通所介護」や「通所リハビリ」、介護福祉士等が自宅を訪問して食事や入浴、排せつ等を介護する「訪問介護」、数日間施設に宿泊して介護を受ける「短期入所」、介護用ベッドや車いす等を貸与する「福祉用具貸与」などがございます。

介護保険によるサービスについては、介護を要すると認定された方へのサービスであり、介護をする家族に直接サービスを提供するものではございませんが、ただいま申し上げました各種のサービスが介護保険サービス事業所によって提供されることにより、介護する家族への支援につながっているものと考えております。

また、市社会福祉協議会では、平成4年度より介護者の集いを開催しており、現在は年6回、市内の介護保険施設の協力も得ながら開催し、介護家族の息抜きのひとときになっていると聞いております。

今後とも介護保険サービスの充実に努めながら、家族に介護が必要になった場合でも、介護する家族に過度の負担がかからないよう、制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に質問事項3. 道路整備について答弁いたします。

(1)①ですが、信号機の設置の必要性をかんがみ、本年2月26日付で佐倉警察署に再度、要望している状況としましては、新設29カ所、押しボタン式等からの変更は10カ所、移設1カ所となっております。

現在これらの要望箇所のうち、交差点改良を行っている国道409号の木原入口交差点の信号機の移設、並びに市道115号線と216号線の交差点改良と信号機の新設が、それぞれ同時施工で進むよう、県警本部と協議を続けているところでございます。

次に、(2)①ですが、立体減速シートにつきましては、今年度中に数カ所整備をしたいと考えております。

現在、担当課において候補地を選定中でありますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。以上です。

○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございました。それでは、自席にて再質問をさせていただきます。

初めに、ヒブワクチンの接種についてでございますが、細菌性髄膜炎撲滅のため、発議案が出ております。これは、議長名で国に提出しているものでございまして、これは大変によいことだと思っております。1日も早い無料接種を希望しているわけでございますが、それを待ってだけいるわけにはいかないと思っております。

例えば、先ほどお話ししましたが、品川区で3千円の助成をしている。5千円自己負担だという話をいたしました。その3千円の補助のうち、半額は東京都からの助成でございます。東京都は各自治体で助成する金額の半分の助成ということになっているそうです。ですから、八街市はヒブワクチンそのものの数が少ないとか、いろいろ問題はあるかと思っておりますので、ぜひ、千葉県の方に八街市から大きく働きかけをしていただきたいと強く要望いたします。

東京湾アクアライン通行料800円も結構でございます。これも本当にありがたいことだと思いますが、それから県庁の領収書のいらないプール金、そういうものが発覚したわけでございますから、ぜひ、子どもの命を守るために、ヒブワクチンの接種の補助をしていただきたいということを強く八街市からも要望をしていただきたい、そういうふうに、まず要望いたします。

そして、八街市でも、これはすぐにはできないというご答弁はよくわかりますが、今後、研究していくとか、検討をしていくとか、そういうことも、これから先は大変必要になっていくと思います。例えば子育て支援で、現金を支援する。それも結構なことでございます。けれども、これでヒブワクチンを打たないで、子どもが亡くなるとか、障がいになるとか、実際にいるわけですから、障がいになったり、てんかんになったり、難聴になったりするお子さんがいるわけですから、ワクチンを打てば絶対ならないというのに、そういうことになるというのは、これは私は行政、国の怠慢だと言いたいと思っています。

ですから、ぜひ、八街市でも前向きに検討をしていただきたいと、そういうふうに思いますが、ご答弁を願います。

○市民部長（小倉 裕君）

確かに、今回、発議案でこのヒブワクチンの定期予防接種、国の方へ要望してございますけれども、私ども担当といたしましても、1日も早く国の方で定期予防接種の方に認めてい

ただければと思っております。

○新宅雅子君

八街市でも、どうぞ研究を続けて、そういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

あと、これから政権もかわりますと、どういうふうになるかわからないというところがございますので、ぜひ、期待をしたいと思っております。

それから、次に介護の問題に入ります。介護保険制度そのものというよりも、私は今回、介護をしている家族の問題を取り上げたい。そういう意味で取り上げております。

今、ひたひたと問題になっているのが、介護殺人でございます。これは、そんなに何百件とか、大きな数では今のところないので、ある場所では特にマスコミとか、問題にはなっております、関係者では。先ほどもお話ししましたが、昨年の1年間で介護殺人と思われる件数が54件あるんですね。それは、介護を受ける人が今年の7月現在で、この前、厚生労働省が発表した中で、451万人いるうちの54件ですから、これは少ないといえ少ないかもしれませんが、昨年54件のうちでは追い詰められ、孤立して家族を虐待し、殺し、そして自分も自殺するという、そういうパターン、流れがあるわけです。八街市ではないかもしれませんが、そういう流れをこれからどんどん高齢者が多くなり、重症化していく中で、どんどん多くなると思うんですが、そういう中で孤立させない、追い詰めない、外から接点を持つということが、今一番問題になっています。これは、日本全国で問題になっていることで、国中の関係者がどうしたらいいんだろうかと頭を悩ませている問題です。

そこへ八街市として、どのような手を差し伸べるのか。また、それがわかっているのかどうかというところで、ちょっとお話を伺いたいと思います。

○介護保険課長（醍醐真人君）

先ほど市長答弁で申し上げましたように、介護保険サービスでサービス事業できるというのは、実際に要介護認定要支援を受けた方々、そういう方々へのサービスを提供することによって、介護する家族の方々の一時的にも負担の軽減に資していると、そう考えております。そういう面で、介護保険サービスの充実が間接的には家庭内で支援される家族への間接的な支援となっていると考えております。そうは言っても、実際に家庭内で介護をする家族の方々のいろいろな悩みとか、不安とか、負担とか、あるものとは考えております。

先ほど申し上げましたように、社会福祉協議会の中でも、そういう介護をしている方々のいろんな悩み事を話し合う機会、そういう集いの会とかも開催したりしておりますし、私どもの方の地域包括支援センターにおきましても、主任ケアマネジャー、それから保健師、社会福祉士、専門職を配置しながら、いろんな高齢者、あるいはその家族の方々からの悩みとか、相談とかを受けながら、あるいはケアマネジャーさんからの情報の提供とか、民生委員さんからのいろんな情報の提供を受けながら、実際にそういうケースがあるものにつきましては、職員が行って相談に乗ったり、来てもらったりしながら対応しているということが現状でございます。

もし、そういう悩み事等で困っているというケースがある場合につきましては、ぜひ、私

どもの包括支援センターの方にも情報を入れていただくなりしながら、私どもできる範囲で対応してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。これは、すぐに答えの出る問題ではないと思いますので、よろしく願いいたします。

また、把握できる人に手を差し伸べるというのが、さっきの介護の会とかありました。把握できる人に手を差し伸べるのはいいんですけども、把握できない人に、どういうふうに手を差し伸べるかというところが問題なわけですし、特に女性は介護をしている人、話をすると、かなり解決できることってあるんですね。例えば、その介護の会でお茶を飲みながらとか、どこか行きながらとか、話をするだけで半分以上解決できるような問題ってあるんですけども、男性が妻とか母を介護している場合は、話をしないということが多いようで、どんどん内側にこもってしまうみたいなのがあるところがあって、その辺のところは私はこれからは大きな問題になっていくのではないかなと思います。そして、介護保険が発足した当時の介護の認定者というのは、全国で6万2千人だったんですね。たったの6万2千人。それが今年の7月では、昨年よりも1年間で14万6千人も1年間で多くなっているんですね。それで合計で451万6千人。2000年4月で6万2千人、2009年7月現在で451万6千人、これだけ分母が増えるのかなと。ますます増えるのかなというのが、本当にびっくりの状況ですが、これはもう事実、この数字は事実ですから、もう本当にこれから多くなるんだろうな、追い詰められる人、孤立している人がどんどん多くなるんだろうなというのが実感です。これも、このままにしていけない問題だと思いますので、今すぐにどういうふうにできるかというところでは、ちょっと難しいかと思いますが、よろしく願いいたします。

あと、介護をする人を支援するという会があると伺いました。そういうところで、話をしながらストレスを解消していくようなこともありました。

それでは、介護休暇のことについて伺います。ワークライフバランスと言いますと、今までは特に女性の場合は育児と仕事、この辺のバランス、ワークライフバランスをどうとっていくかというのが、今までの状況でした。これからは、介護と仕事のバランスをどうとっていくかという時代に着々となっていくと思います。

これは民間ですが、KDDIでは今まで介護休暇が93日だったものが、それが365日にまで増えたと聞いております。八街市役所の職員の皆さん、八街市役所には介護休暇というのはあるのでしょうか。また、あるとしたら、どのようになっているのか。また、介護休暇をとった方はいらっしゃるのか。その辺を伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど来、議員さんの方からもお話がありますように、家族の介護が必要となった場合の介護者の方の肉体的、それから精神的負担が極めて重いものだというふうに思っております。このような状況がありますので、我々地方公務員におきましても、介護休暇の制度はございます。本市におきましても、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で、介護休暇という

規定がございます。

内容を申し上げますと、この介護休暇は今もお話がありましたように、職の維持、仕事の維持ですね。職の維持と介護の両立を目的とするというような休暇でございまして、対象となっているのは、配偶者、父母、子、それから祖父母等、二親等以内の親族等が対象となっております。これらの親族が一定期間以上、具体的に申し上げますと2週間以上で6月までということです。それにわたって負傷、疾病等により日常生活を営む上で支障がある場合に取得ができる休暇ということになっております。

実際にその休暇を使用した職員がいるかということでございますけれども、今までに平成13年度から20年度までの間で6件、介護休暇を取得したという状況がございます。以上です。

○新宅雅子君

確認いたします。半年以内でとらないといけないということでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは、介護ということがありますので、あまり短期間ということではなくて、ある程度長期間にわたるだろうということで、まず、短い最低の期間を2週間以上。それで、その期間を限定しないといけないということもありますので、最長で6月までということでございます。そういう6月までの間に、そういう症状が持続して介護をしなければいけないという状況になった場合に、その期間内で1日を単位、あるいは時間を単位として休暇が取得できるというようなものでございます。

○新宅雅子君

これは、職員さんだけでなく、これから介護の問題というのは、大変大きな問題になってくると思いますので、どうぞとりやすくできるように、よろしくお願いをいたします。

それでは、介護はこのくらいにいたしまして、次に道路の問題に行きたいと思います。

私は、特に道路問題というと大変広くて、八街市の道路の問題ということになるかもしれないんですが、特に一区1号線のダスキンの交差点のところから、国道409号線の間の直線道路について、特にお伺いをいたします。

昨年20年4月から学校選択の弾力性というのが始まりまして、例えば東京都八街学園の付近は、実住小学校の就学地域でございますが、希望をすれば東小学校に行けるという状況になりました。何人かのお子さんが、そちらの方からまっすぐ、あの通りを409号線に向かい、そして東小学校に向かってずっと歩いてくるわけでございますが、大変あそこが危ないということをいろんな方から伺っております。私も近辺に住んでおりますので、あそこを通るたびに本当に大変だなとは思っております。

学校選択の弾力性から実住小学校に本来行くお子さんが、東小学校へ通っているという方は、どのくらいいるのか伺います。

○教育次長（尾高幸子君）

21人となっております。

○新宅雅子君

今まで、東小学校に通っていたお子さん、それにプラス21人、大体登校班で2つから3つぐらいの数になるかと思うんですが、7人で3つ、10人で2つぐらいの登校班の子どもが登校をすることになるかと思うんですが、あそこは大変狭いんですね。まず、1つ、狭いところで、まっすぐなので、大変スピードが出ます。そういう中で、歩道と車道を分けるということをしていただきたいんですが、実際いかがなんでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

一区1号線については拡幅しないと多分歩道は無理なような状況にあるというようには認識しております。しかし、現在、金毘羅線の整備事業をやっております、1回目の認可につきましては、約240メートルなんですが、来年度をもちまして終わるわけなんですが、そのまま金毘羅線の延長と、平行して都市計画道路はかぶっておりますので、現道を用地買収をいたしまして歩道の拡幅を全線にわたって行うということにつきましては、かなり難しいものがあるというように考えております。

○新宅雅子君

わかりました。家も張り付いていますから大変難しい問題はあるかと思いますが、本当にあそこは大変なところでございますので、何かいい手だてがあったらよろしくお願ひしたいと思います。

それから、あと伊藤商店から長谷団地のところの実相院へ行くところの、あそこもすごく狭いんですが交差点になっております。あそこは、本当に毎朝、子どもと車と、車が裏の実相院の方に抜ける車とか、それから、あとは埴谷の方から来る車とか、それから、さっき言いました八街学園の方から来るお子さんとか、とにかくたくさんいて交通ボランティアの人、または学校の先生が、あそこに立っていてはくださるんですが、もう本当に毎朝大変な状況になっています。あそこの交差点を改良はできないものなのでしょうか、伺います。

○建設部長（並木 敏君）

現在、考えておりますのは、国道409号側の一部につきまして、伊藤商店側はちょっと難しいとは思いますが、そこは拡幅したいというように考えております。

○新宅雅子君

あと、信号機の問題ですが、八街学園と、それからコンビニがありますが、そこも横断をするのに、子ども、または高齢者も含めてですけれども、大変毎朝どっちへ行くにも大変な思いをしております。その信号機の問題ですが、そこも含めて今後の八街市の信号機の設置の問題は、どのようになっているのか伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘の箇所でございますけれども、毎年、信号機の設置につきましては、警察の方に要望している状況でございますが、先ほど市長答弁でも申し上げましたとおり、本年も2月26日付で要望しておる中、新設29カ所ということで要望しておりますが、その1カ所としてご指摘の場所についても要望箇所に入っております。しかしながら、警察の方では、や

はり交差点改良が必要だと、あの場所については交差点改良が必要だというような見解が出ております。ですから、交差点改良の優先度として、どう考えるかという問題にはなるうかと思います。

それから、信号機設置の考え方でございますけれども、今も申し上げましたとおり、信号機を設置するには、その信号機を設置する柱の設置場所、それから歩行者の待機場所の確保、そういったことで、交差点改良が必要になるということ。それから、それに付随して歩道整備等、一体的な面的な整備も必要になるということで、用地の確保に対する地権者の理解、これが一番ではないかというふうに考えております。逆に言いますと、その用地の確保が円滑に行える場所につきましては、信号機も早く設置をできるというようなことがありますので、地域として要望していただく場合でも、地権者の一定の理解を得た上で要望していただければ、大変ありがたいかなというふうに思っております。

○新宅雅子君

ありがとうございます。あと、もう一つ信号機に関してですが、発光ダイオードの信号機が増えているように思います。あれ、大変見やすいんですね。私は目が悪いし、遠くからでもあまり変なふうに光らないで、すごく見やすいんですけども、今あまり八街市で信号の予定というのは、どことはっきり言えないとおっしゃいましたけれども、今後、信号機というのは、県警の問題とは思いますが、発光ダイオードのものに切り替えていくという方向性というか、そういうのはあるんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これにつきましては、県警の方ということになりますが、私の方で話を伺ったところによりますと、もう新規の信号機につきましては、LED式のものも採用していきたいというようなことで、話は伺っております。

○新宅雅子君

それでは、大変見やすいので期待をしたいと思います。

あと、もう1点、6月議会で公明党の川上議員が立体減速シートの敷設に関してご質問をいたしました。今、これから何カ所か検討をされているという市長のご答弁をいただきました。先ほどの一区1号線の交差点、コンビニと八街学園のところですが、そこも、ぜひ何か立体減速シートの敷設をしていただいたらいいのではないかと、私は思うのですが、その辺、あそこの場所も検討の1つに入れていただけますでしょうか。ご答弁お願いいたします。

○建設部長（並木 敏君）

ただいまご指摘のありました、東京都八街学園の南側のコンビニの交差点、これは候補地に入っております。

○新宅雅子君

ありがとうございます。それでは、たくさん市としても検討していただくことが多くございますが、どうぞご検討、それから実施に至りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本邦男君）

以上で、公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、議席番号1番の桜田秀雄でございます。

私は、市長の政治姿勢、公共事業残士問題、新型インフルエンザ問題の3点について質問させていただきます。

まず、最初に市長の政治姿勢、市長の答弁についてお尋ねをいたします。

議会は言論の府といわれるように、議員活動の基本は言論を通じて行われ、議員活動の中心をなすものであります。この2年間の議会活動の中で、市長の答弁に対し、幾つか違和感を感じましたので率直に質問し、市民感覚による議会運営を目指していきたい、このように考えております。

まず、1点目は、「議員の類似する質問に対し、〇〇議員に、あるいは何月議会で〇〇議員にお答えしたとおりです」との以下同文的な答弁をされています。質問者に対し大変失礼ですし、傍聴者には理解不能となります。また、議会だよりの原稿作成に当たり、他の議員の会議録を収集する必要性も生じてまいります。

答弁手法の再考を求めますが、いかがでしょうか。

次に、笹引小学校で行われました第2次基本計画地区別懇談会の席上、市民の面前で議会幹部議員から教育長に対し、指示を発するかのような不適切な発言が飛び出し、大変驚きました。市長は議会答弁の際「教育問題については教育長に答弁させます」と発言されています。「させます」は部下に対して用いる用語であり、不適切であると考えます。

こうした議会答弁が3期14年もの長い間行われていたということは、だれ一人として指摘するものがいなかったというものと推測され、驚きを禁じ得ません。

こうした長年の市長の姿勢が波及し、不適切な発言を誘発したのではないか、このように考えております。

再考されるお気持ちがおありかどうかお伺いをいたします。

次に、市長公用車問題についてお伺いをいたします。

7月の臨時議会で新たな市長公用車の購入が可決されました。政府の臨時経済対策交付金の使途項目の中にエコ車の購入が入っていたことは承知しておりますけれども、新型インフルエンザ対策費も含まれていたものと理解しています。

車体価格619万円は高級過ぎます。市長の裁量で大衆車に切り替え、浮いた経費を市民の命と健康を守るために、新型インフルエンザ対策に充当すべきと思うのがいかにか。

市長は常々、「センチュリーは乗りつぶすことがベスト」と述べられていました。新型インフルエンザ対策費に優先し、かつ前倒しをしての公用車購入であります。発言がぶれているのがいかにか。ご所見をお伺いいたします。

次に、公共事業残士問題についてお伺いをいたします。

公共事業残土埋め立てについて。各事業から出る残土処理の法的根拠は何に依拠して行っているのか。

また、「八街大清水に」の事業地について、実施期間、残土搬入量、大型ダンプにして何台分かをお伺いいたします。

また、契約の内容はどのようなになっているのか。当該事業地は優良農地を造成するとの約束で行われたとお聞きしておりますけれども、農地転用、開発行為は可能か。また、これらの申請はあるのかをお伺いいたします。

また、下水道工事など、埋め立て用に用いる山砂の単価はいかほどかお伺いいたします。

次に、公共残土リサイクル条例の制定についてお伺いいたします。

公共残土の処理については、公平・公正な運用と明瞭性が求められます。内部規則では不十分と考えるのがいかがか。

優良農地、家庭菜園など、残土の利用価値は高い。残土の再利用を図るために、公共残土リサイクル条例を検討すべきと思うがいかがか、お伺いをいたします。

最後に、新型インフルエンザ対策についてお伺いをいたします。

新型インフルエンザが猛威を振るっています。本市の状況はいかがか、お伺いいたします。

秋まつりなど、感染拡大が予見されます。市民の命と健康を守るためにどのような対策をお考えかをお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○市長（長谷川健一君）

桜田秀雄議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 市長の政治姿勢について答弁いたします。

(1) ①ですが、一般質問に対しましては、真摯にお答えしております。また、同じ質問の場合には、内容について同じですので、「先ほど、〇〇議員に答弁したとおりです」というような答えでございます。と申しますのは、これは議会の中でも調整をさせていただいているんですけれども、同じ質問については、ひとつ、だれかやったら譲って調整してくださいというようなふうにしているんですよ。そうした場合に、私どもも同じ質問を何回も答弁するというのは、本当に答弁する方の気持ちとして、相手があまり人をばかにしている答弁じゃないかと、こんなふうに勘ぐられるときもございますので、それと質問に対してぶれがございますので、先ほどこういうふうに答弁したから、少し角度を変えて、内容は同じですけども、遠回りして答弁するとか、直に答弁するとか、こんなことがございますので、ですから、私はこれについては、やはりこのような答弁をした方が議員の皆さん方もわかりいいし、私が答えることが一本でございますので、ぶれがありませんので、理解をしていただきたいと思います。

次に②ですが、ご指摘のような上下関係というような意識を持っているようでございますけれども、私は決して、そんな意識は持っておりません。議会の中では、かえって教育長さんとか、だれだれ議員さんとかと、こんなふうに答弁するのは、私はちょっと議会としての答弁としてはおかしいじゃないかと考えています。ですから、やはり議会の中では、指名も

議長も「長谷川市長」と指名するわけで、決して私もそれに抵抗はございませんし、ですから、それは私は問題がないというふうに考えています。そのような世の中になったら、かえって世の中がおかしくなっちゃうんじゃないかと思います。ですから、私はこれについては、別に上下の関係を意識しているとか、そんなことは絶対ございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、（２）①ですが、市長車につきましては、臨時議会でもご説明申し上げましたが、国の環境対策の一環として交付金により買い替えるもので、国に実施計画を提出し、議会において予算を可決していただいたものです。

なお、既に購入契約を締結いたしましたが、購入に当たりましては、当初予定よりランクを下げて契約をいたしております。

次に、②ですが、私は以前から市長車につきまして、今の車を一日も長く乗ることが一番経済的であると申し上げてまいりました。しかし、近年、修理に要する経費も多く、また、国の交付金を利用して環境に配慮したハイブリッド車への買い替えをするもので、何ら、ぶれているものではございません。

次に、質問事項２．公共事業残土問題について答弁いたします。

（１）①ですが、残土そのものにつきましては、あくまでも土砂であって廃棄物ではないことから、廃棄物処理法は適用されません。市が公共残土を処理する場合は、大きく分けて次の３つの手法の中から選択をしています。

まず、第１は、農地を一時お預かりしての農地造成により処分する方法。

第２は、市の最終処分場で覆土として利用する方法。

第３は、搬入先がない場合に、山田台の残土置場に一時仮置きするというものであります。

これらの行為を行う場合には、農地法や市の条例の適用を受けますので、これらを遵守し、適正に処理を行っております。

次に②ですが、アからエまでは関連がありますので、一括して答弁いたします。

当該埋め立て事業につきましては、土地所有者のご理解が得られたことから、ご質問の事業地を使用貸借し、実施したものであります。

事業概要につきましては、平成１９年１２月５日から平成２０年３月２５日までの約４か月間に１万１千立方メートル、大型ダンプにして約２千台分の残土を搬入したものであります。

なお、当該事業地につきまして、農地転用・開発行為ともに許可申請はございませんが、開発行為につきましては、八街市宅地開発事業指導要綱に基づき、事前協議申請が提出されております。

また、当該事業地で農地転用・開発行為を行う場合の許可の可否につきましては、許可権者である千葉県知事の判断となります。

次に②のオですが、「千葉県建設リサイクル推進計画２００３」に沿って、本市も建設発生土の再利用に努めており、２年前から埋め戻しに山砂を使用しておりませんが、山砂で埋

め戻す場合につきましては、1立方メートルを埋め戻すために必要な山砂が約2千円、このほかに建設発生土の処分費として約千円、合計約3千円の費用が必要となります。

なお、現在は建設コストを削減し、建設副産物の発生を抑制するため、建設発生土をそのまま工事現場で土質改良して、埋め戻しに使用しており、1立方メートルを埋め戻すために必要な土を作る費用は約2千400円であります。

次に、(2)①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

工事を発注する際には、現場から発生する残土の処理方法について、仕様書に明示するとともに、必要な経費を盛り込んだ設計としております。その際、処分先につきましては、なるべく現場から近いところを指定して、経費の節減に努めております。

なお、新たに処分先を選定する場合には、幾つかの基準がありますが、今まで、特に問題となった事例はありませんでした。したがって、現状のままでも問題はないものと考えております。

公共残土は、発注者である市が最後まで責任を持って処理することが大原則であり、そのために、八街市土地の埋め立て及び土砂等の規制に関する条例、通称、残土条例の定めに従い適正に処理を行っております。

したがって、ご質問のような条例を新たに整備する必要はないものと考えております。

次に、質問事項3. 新型インフルエンザ対策について答弁いたします。

(1) ですが、本年6月12日に1名の新型インフルエンザ患者が発生後、当市におきましては、8月26日現在、各保育園、小中学校から保育園児3名、小学生6名、中学生7名の合計16名が、新型インフルエンザ様疾患と報告がありました。ただし、新型インフルエンザとして確定するためには、PCR検査を実施し、新型インフルエンザと認定されますが、現在は、県の指針が改定され、集団発生や海外旅行地からの帰国者以外は、PCR検査を実施していませんので、新型インフルエンザと認定されている報告はございません。

また、医療機関の受診につきましては、原則として季節性インフルエンザ同様、一般医療機関において行うことから園児、児童・生徒以外の一般の方の新型インフルエンザ様疾患の患者数は確認できておりません。

市では、新型インフルエンザの感染予防対策のために、市民向けとしまして、庁舎内におきましては、庁舎内出入り口及び各カウンターに消毒液を常備し、予防ポスターを掲示したり、広報やちまたや当市のホームページに新型インフルエンザの情報を掲載し、また、区回覧や全世帯に新型インフルエンザ感染予防のためのチラシやリーフレットを配布し、新型インフルエンザの予防を呼びかけております。

次に(2)ですが、これからの季節、市開催の各種事業や各地区で祭礼など大勢の市民が集まる機会が多くなります。そのような中で、新型インフルエンザ感染が拡大した際には、感染状況等を把握した上で、それぞれの関係機関の判断により、事業実施の可否や事業の見直しを行い、対応することとなります。

市といたしましては、先ほども答弁いたしましたように、今までも新型インフルエンザに

ついでに、予防疫、感染防止を市民の皆様に呼びかけております。これからも市民の皆様が楽しみにしています各種事業が開催できますよう、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、新型インフルエンザ感染防止を今まで同様、市のホームページに掲載したり、チラシを作成・配布し、また、状況に応じた情報を市民の皆様に呼びかけていく所存でございます。以上です。

○議長（山本邦男君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時13分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○桜田秀雄君

それでは、再質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢、答弁の手法についてですけれども、市長がおっしゃったように、確かに私もそのとおりであると、このように考えております。これは、議長会の方でも、同一する内容の質問については、議会内部でやはり調整をしてやるのが好ましいと、こういう文書も出ておりますので、その辺については、これから議会内部で、私もそれなりの発言をしたいと、このように考えています。

また、教育長の問題ですけれども、今回の議会から見ておきますと、市長答弁は市長が発言をされていないと、そういうふうに見ておりますけれども、これは当然、答弁については、すみ分けを行っているわけですから、市長は市長に限られた答弁をすればいいわけで、他については、言及する必要もないのかなと、そういうふうに思いますので、これも1つの方法かなと、こんなふうに理解しております。

次に、公共残土問題についてお伺いをしていきたいと思います。

先ほど市長の答弁の中で、この残土問題については八街市残土条例に基づいて行われていると、ちょっと僕も勉強不足だったんですが、私は当初、担当課の方から、これはどのような形で行われているのだと聞いたところ、八街市残土埋め立てに関する選定基準、これに基づいて行われていると、こういう話だったので、これは基準であれば、これは法的根拠も何もありませんから、大変やはり問題が出てくるであろうと、そういうことで質問をさせていただいたんですが、基準となりますと、農業委員会を含めて、これは7課にまたがる事業ですかね。そういうことになりますので、一定程度の事業を行う上で不都合にならないように標準的な取り決めを決め、やっている。これは内部的な調整的なものかなと、このように理解しております。

選定の要件の中に、地権者側の農地造成を希望していることなど、5項目ほど列記をされております。市の農地は、起伏の激しいところが八街市は南部の方を中心に大変ありますけ

れども、大雨などで土の流出、あるいは農業従事者の高齢化などに伴いまして、大型機械を導入し、効率的な耕作を行いたい。こういう農村の皆さんのご要望が多々あるのではないかと、こんなふうに思っております。そうした意味で、優良農地を造成したい、こういう農家に対し、また、行政サイドから見れば残土処理には高額なコストがかかりますので、そうした意味では、有意義な事業であると、このように理解をしておるわけですが、先ほど市長答弁の中で、事業は地権者の選定基準によりますと、事業は地権者と一時使用の土地使用賃貸借契約を締結したとうたわれております。また、先ほど市長答弁の中で、事業主、事業主体は八街市であり、責任を持って事業を完結する。このように答弁されておりますけれども、この中で1つ伺いたいします。目的の中に優良農地の造成とございますけれども、私も農業の用語辞典をちょっと調べてみたんですが、ちょっと見当たりませんので、これについて定義付け的なことがあれば、教えていただきたい。

○建設部長（並木 敏君）

私の考えといたしまして、八街市につきましては、用途地域以外が農業振興地域という形の位置付けでございます。それで、農業振興地域の中に、さらに優良な農地というのが農用地というように理解しております。

○桜田秀雄君

選定基準では、市内の農業振興地域整備計画に定めて農用地、またはこれに準ずる農地とされておりますけれども、では、当該事業地というのは、これは用途地域に当たるかなと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○建設部長（並木 敏君）

用途地域内でございます。

○桜田秀雄君

行政の立場からすれば、先ほどもお話がありましたように、残土ダンプ1台当たり、相当なコストがかかると。市長答弁では2千円という話もございましたけれども、そうした意味で行政の立場からすれば、コストの削減、そして同時に国内では、今、食料自給率が41パーセント、こういう状況のもと、優良農地の造成が残土のリサイクルでできる。こういうことについては、それに伴って食料の増産にもつながってまいりますので、これを運用次第、運用がやはり大きな問題になってくるのかなと、このように思っています。

私が民間業者から、いわゆる聞き取り調査をしてみたんですが、残土の搬入量、あるいは工事現場からの距離等から本事業は1千400万円前後かなと、このように思っておりました。また、北海道の音更町という町がございまして、この町では公共残土のリサイクル事業というものをやられています。これは、残土の粒子の大小によって3種類ほどに分けられているんですが、1点目は消費税込みで、いわゆる市内配達をして単価1平方メートル当たり987円、1千281円、1千407円とこの3種類に分けられております。これから計算いたしましても、搬入量1万1千平方メートルでは、1千万円から1千500万円程度の事業になる。こういうふうに考えられます。昔は、ごみについても同じですけれ

ども、昔はただのごみでしたけれども、今はやはり残土も立派な資源である。私はこのように価値の高いものであると、このように考えております。

そうした意味で、こうした事業が、先ほども市長答弁の中で開発許可申請が出されて、今、事前協議の段階であると、こういうお話がありますけれども、まだ事業が終わって何カ月もたっていないと思うんですね。そうした状況の中で、これが再開発をされてしまうということについては、大変、私も納得ができない。そういうふうに思っているんですけれども、その辺どのように考えておられるか。

○建設部長（並木 敏君）

先ほど市長答弁にもありましたように、現在、私どもの指導要綱によりまして、事前協議中でございます。その事前協議が整えば、本申請という形になりますので、一応、当然それに伴いまして、本申請を行うに当たりましては、他の他法令の当然許可も必要だということに考えておりますので、その後、知事の判断というような形になります。

○桜田秀雄君

まだ、農業委員会のいわゆる4条、5条に伴う農転の申請が出ていないとお伺いしましたけれども、もしもこれが出てきた場合、私もちょっとこれ法的には大変難しいのかなという考えもありますけれども、農業委員会として、どのような見解をお持ちでしょうか。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

申請書が出ておりませんので、何とも答えようがございません。

○桜田秀雄君

選定基準、先ほど残土条例に基づいて行われているんですけれども、条例で行われていれば、当然これ大きい対抗力もあると思うんですが、条例の中には、こういう例えば事業終了後、何年間は耕作をする。こういうような条文はございますか。

○建設部長（並木 敏君）

法的な規制等はないとは思いますが、一般的には指導等で何年というのは、行政指導としてはあるというように思っております。

○桜田秀雄君

この事業の総経費は幾らだったか、今ありますか。

○建設部長（並木 敏君）

残土だけで申しますと、約1万1千立米で、立米単価、いわゆる運搬費ですと約700円でございます。

○桜田秀雄君

約1千400万円程度の事業ということですか。運搬費のほか、向こうで造成するの、市が事業主体となると、市でやられたと思うんですが、そうした人件費も含めていかほどになるか。

○建設部長（並木 敏君）

残土の処分だけで申しますと、約1千万円ぐらいの経費でございます。

○桜田秀雄君

これ、市民のもちろん税金でございまして、いわゆるただ当然で埋め立てをしてもらって、それで優良農地ということの約束でやられたみたいだけれども、まだ何年もたっていないのに再開発の対象になっている。これは行政の怠慢じゃないかなと、こんな話も聞かれます。

竹下内閣の当時に、ふるさと1億円創生事業というものがありましたけれども、この中でピーちゃん・ナッチャン、この問題について市が多額の費用を出して業者と契約をして、そして結果的には、その特許権というものは業者に持っていかれたと、こういう苦い経験がありますけれども、本事業も、これだけの市民の税金を使って本来の目的が達成されないとなると、これは大きな問題ではないかなと、このように思うんですが、その辺いかがでしょう。

○建設部長（並木 敏君）

この大池というのは、文違地区でございます。本来、大清水という地区で処分ができない場合には、市の残土の仮置場であります山田台まで運搬しなければならなかったという状況にあります。仮に山田台で処分した場合にはつきましては、運搬距離が大清水につきましては約3キロ、山田台につきましては13キロでございます。この場合、先ほど私、1立米当たりの処理費が700円ですという形で申し上げましたが、山田台に運搬いたしますと約2千100円という価格でございます。

したがいまして、相対的に見ますれば3分の1ぐらいの価格で処分できたというように考えております。

○桜田秀雄君

時間がございませぬので、これ以上のお話は無理なんです、いわゆるやはり市民の税金を使って行われた事業ですから、やはりその目的は何としても達成しなければいけないと、私はこのように考えていますし、これが達成できないとなると、これは事業の進め方について行政の可否が問われると、私はこのように考えておりますので、ぜひとも、開発許可や農地転用については慎重な上にも慎重を重ねて、市民の皆さんのご期待に応えるような方式でやっていただきたいと、このように要望しておきます。

次に、これは産業廃棄物の残土ではないと、こういうふうなお話がありました。私も議員になる直前まで、市内で行われておりました東京ガスのガス輸送管、この工事に携わっておりました。例えば道路の下ですけれども、あれだけ例えばガス管でいうと2メートル70ぐらい掘ります。下水道の本管ですと、それ以上、多分掘り下げと思うんですね。ということは、過去1千年、1万年、本当に昔からの土地が初めて掘り返されるということで、僕もガス工事を見ていまして、すごくいい土が出てくるんですね。もちろん表面は舗装がありますから、そういうのがまざりますけれども、そういう土地をやはりこれからは資源として活用していくべきではないかと、このように考えております。

そうした意味で、さっき市長からは否定的な答弁がございましたけれども、私も家庭菜園をしております。粘土質な土地なものですから、どこからか農耕に適した土を買いいたいと思うんですけれども、なかなか買う場所がわからないと、そういうこともありますし、この

事業にも言われるように、優良農地を作るということも市民の皆さんの大きな要望があると思うので、そうした意味で、ぜひともこれをリサイクルをして、例えば市内には畜産業者もいっぱいいるわけですから、そういうところのいわゆる堆肥、こういうのと混合しながら市民の皆さんや、あるいは農業の優良農地の改善などに役立てていく。それが市の収入にも大きな影響を及ぼしますし、また、雇用の創設にもつながってまいりますと思いますので、ぜひ、そうしたものを検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○建設部長（並木 敏君）

先ほどの個人の方に配付するとか、取りに来ていただくとかというお話なんですが、これにつきましては、多分仮置場に置いて、ストックしておいて取りに来ていただくとか、工事現場から直接というのは、これはかなり無理があるかと思いますので、工事現場につきましても煩雑になりますので、そういうことはできないとは思いますが、そういうようなでき得る限り軽減はしていきたいとは思ってはおりますが、まずは公平性等を考えまして、現在のところはちょっと個人に配付なり、取りに来ていただくというのは無理があるんじゃないかなろうかというように考えております。

○桜田秀雄君

先ほども紹介しましたがけれども、北海道の音更町、ここでは既にそういう事業が進められております。時間もないんですけれども、そのような形で、こういう重機もあるんですね。土をまぜて、粒子別に振り分ける。そういう機械もありますので、ぜひ、そういった方向も検討していただきたい、このように思います。

最後にインフルエンザ問題についてお尋ねをいたします。

昨日の全員協議会の中で、ほとんど僕が質問しようかなと思うことは、もう既に答弁されておりましたので、2点ほどお尋ねをしていきたい、このように思います。

リスクの高い慢性呼吸器疾患等の患者などは、大きなリスクがあると、こういうふうに言われていますけれども、八街市の中で、そうした該当者というのは何人いるか、わかりますか。

○教育次長（尾高幸子君）

学校では、慢性疾患を持つ児童・生徒については、実態調査をしております。それによりますと、定期健康診断集計結果として報告を受けている中で、慢性疾患という中では、ぜんそくのある方が250人、心疾患のある者44人、腎疾患のある者23人という数字を把握しております。

○桜田秀雄君

こうした保護者との連携というのは、きちっとできているんでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

学校において慢性疾患を持つ児童・生徒の健康管理ということは、保護者との連携は大変重要なことだと考えております。特に学校生活において、特別な配慮が必要な場合、これは保護者と連携をとりながら、また、主治医からの指導内容等を聞き取り、症状に応じた対処

方法などについて確認しながら保護者との連携をとっております。

○桜田秀雄君

秋まつり、これから迎えます。また、運動会等いろいろ催し物がございます。昨日の報告の中でも流行した場合には、外出を控えるようにと、このような指導もしたいと言っておりましたが、この秋まつりについて、秋まつりほど流行が伝染しやすい時期はないのかなど。大きな声を出しますし、しゃべることによって2メートルぐらいは菌が飛んでいくということも聞きますので、その辺、大胆に子どもたちの命と健康を守るという意味で、流行した場合には参加を自粛を要請すると、こういうことも検討されていただきたいと思うんですが、時間が来ましたので、これをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（山本邦男君）

以上で、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、古川宏史議員の個人質問を許します。

○古川宏史君

私は3点にわたって質問をいたします。

まず、質問の1点目は二州小学校から国道126号線までの歩道の整備について質問をいたします。

この道路は、二州小学校の生徒が毎日通う通学道路になっております。しかしながら、10年以上も要望をしまいがちでしたが、いまだに歩道の整備はされていません。車の交通量も多く側溝のふたの上を歩き、自転車通の生徒は車道を走るしかなく、危険な状態で通学をしています。2年前、二州小学校区の地域の皆様から署名をいただき、八街バイパスの早期実現の要望と一緒に県に伺いました。そのとき整備をしていただけるような前向きな回答をいただきました。その後、印旛地域整備センターより整備のための説明会があり、道路測量も行ったようであります。1日も早い完成を待ち望んでいるわけですが、それには地権者の方々のご理解とご協力をいただかなければならないわけでありまして。これから完成に向けてまでのいろいろな作業工程が行われていくと思いますが、質問要旨の（1）これまでの作業内容について、どのように行われてきたのか伺います。

（2）これからの作業内容について、どのように行われていくのか伺います。

（3）いつ頃の完成予定になるのか伺います。

次に、質問の2点目は、八街市のPRについて質問をします。

何年か前のことでありますが、滝台地先、二州小学校近くにあります北総中央用水の貯水槽に、小学生に絵の図案を募集して絵をかく経緯があったと聞いております。しかし、経費がかかるとのことで取りやめになったと聞いております。今、四木地先に建設中の北総中央用水の貯水槽は二州小学校から八街市内に向かう市道沿いにあり、見通しがよく、遠くからでも一目瞭然であります。もし、八街市特産のピーナッツやニンジンの絵をかいたらすごい八街市のPRになると思います。

PRには金がかかるのは当然であります。大企業は莫大なPR費をかけて莫大な営利を得

ています。金をかけなければ、やはり金は生まれてきません。ご存じのように隣の富里市はガスのタンクにスイカの絵をかいてPRをしています。また、サッカーの町、市原市でもガスのタンクにサッカーの絵をかいてありました。ここを通る人は嫌でも目に入り、八街市のシンボルにもなり、PRの効果は大であると思います。ぜひ、検討をしていただきたいわけであります。

そこで（１）の四木地先に建設をされています北総中央用水の貯水槽に、八街市特産のピーナッツやニンジン絵をかいて本市のPRができないか伺います。

次に、２点目ではありますが、八街市ロードレース大会は、毎年２月に１０キロメートル、５キロメートル、２キロメートルのコースがあり、中学生を中心に盛大に行われていますが、ちょっと人数が少ないと思います。

そこで、私が思いますのは、この八街市ロードレース大会は教育委員会が行っているわけですが、八街市のPRをしていくには、商工課、農政課と連携をとっていただき、八街市特産のピーナッツロードレースと改名していただき、市を挙げて、もっともっと大きな大会に幾らでもできると思うわけであります。

例えば、いい例が隣の富里市のスイカロードレースは毎年６月に行われていますが、今年は１万３千人の参加があったそうです。スイカ食べ放題や賞品にスイカをあげたりして、市を挙げてPRを積極的に行ってきたから知名度も上がり、あれだけの人数が参加するようになったわけで、こういうよいことは、まねをしてもよいと思います。ぜひ、取り入れてほしいと思います。そういうことで、八街市もピーナッツの無料配布をしたり、賞品に差し上げて、さらに特産品のピーナッツのPRと八街市ロードレースの知名度を上げていただき、参加人数を増やしていただきたいと思います。

次に、３点目のたけのこの里について伺います。

山田台にあります、たけのこの里については、何年か前に質問をしたことがありますが、あれから数年が経ち、いつもシルバー人材の方が手入れをしていただき、本当にきれいな施設になってきました。たけのこのシーズンになりますと、子どもさんから大人まで、たけのこを掘る道具を持ち込んで、にぎやかになります。私も家族で申し込みをして、ここ何年か参加していますが、来年の竹に残すものとか、次に来る人たちのために区分けをしたりして、市担当課の職員の方が掘り方や掘った穴を埋めて置くとか、よく説明をしてくれています。ここ数年は、利用者数が増えているようにも思います。

それから、市民の方が散歩をしたり、子どもを遊ばせているのを見かけます。また、南部地域は公園という公園はありません。地域からの要望でもあります。せっかくきれいになってきたたけのこの里です。年間を通じて利用できるようにしてほしいと思います。

そこで（１）開場してから竹の子掘りの年間ごとの利用者数はどのくらいか伺います。

（２）年間を通じて市民の方が利用できるように、外周に桜の木やアジサイを植えて公園化はできないか伺います。

以上で質問を終了します。明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、古川宏史議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項１．二州小学校から国道１２６号線までの歩道整備について答弁いたします。

（１）、（２）、（３）につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

県道東金・山田台線の歩道整備につきましては、事業を実施している千葉県印旛地域整備センターに確認したところ、平成２０年度に整備手法の検討を行い、現在、県単独事業として、測量及び詳細設計を行っているところであり、あわせて国道１２６号との交差点についても協議を行い、今年度中に地元説明会を予定しているとのことであります。

今後におきましては、県においても厳しい財政状況であることから、この事業を補助事業で実施するための手続を平成２２年度に行う予定で、事業期間は平成２３年度からの５カ年を予定しているとのことであります。

県においては、事業を早期に完了したいと考えておりますので、市及び地元関係者においてもご理解、ご協力をお願いしたいとのことであります。

次に、質問事項２．八街市のＰＲについて答弁いたします。

（１）ですが、調整水槽に絵をかくという提案につきましては、平成１６年に滝台地区に建設されました１２号調整水槽の建設着工前にもございました。このときは、市の特産品ＰＲ用の絵ではなく、小学校の生徒に何か絵をかいてもらったかどうかということで、内容の指定はされませんでした。これについて、国や北総中央用土地改良区、市と何回か協議を続けておりましたが、建設する水槽は最終的に北総中央用土地改良区が管理することとなりますので、絵の汚れやペイントの劣化が生じてきた場合の補修等の経費負担が、受益者である農家の方々に及ぶことから、この計画は実現できませんでした。

現在、四木地区に建設の１１号調整水槽につきましても、関係地権者との話し合いを行っていく中で、同様の提案をいただきましたが、滝台地区の１２号調整水槽建設時の過程を説明させていただき、ご理解をいただいたところでございます。以上です。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項２．八街市のＰＲについて答弁いたします。

（２）ですが、八街市ロードレース大会につきましては、今年度の開催で第３２回を迎え、伝統的な行事となっております。ロードレース大会の名称をピーナッツロードレースと改名してはということにつきましては、毎年１月に開催しております八街市ピーナッツ駅伝大会がございましたので、今後、関係団体であります八街市体育協会等と検討してまいります。

なお、ピーナッツのＰＲにつきましては、八街市ピーナッツ駅伝大会での参加賞として、参加全チームに、さや入り落花生の配付や優勝チームにはピーちゃん・ナッツちゃんのマスコットを賞品として授与し、喜ばれているところでございます。

また、市民体育祭においてもピーちゃん・ナッツちゃんの着ぐるみを活用しまして、ＰＲ活

動に努めているところでございます。

今後、ロードレース大会におきましても、八街市の特産物などをPRできないか、関係する担当課とも協議してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. たけのこの里について答弁いたします。

(1) ですが、たけのこの里では、自然体験型の学習機会を提供することにより、子どもたちの調和のとれた人間関係を図ることを目的に、4月1日からゴールデンウィークまでの期間を竹の子掘りを通した体験学習期間として、親子や子どもを主体とした地域のグループ等に利用していただいております。

開場年度からの利用者数は、平成15年度161人、平成16年度139人、平成17年度463人、平成18年度364人、平成19年度360人、平成20年度462人、平成21年度695人で、開場年度から利用者数が5倍に増加し、利用者に喜ばれております。

次に(2) ですが、たけのこの里は敷地全体の約60パーセントが竹林で、約40パーセントが芝生広場と駐車場になっており、竹の子掘りの期間以外については、市民に一般開放しております。

なお、たけのこの里には、コブシやキンモクセイがあり、春と秋にそれぞれ花を咲かせ、利用者に楽しんでいただいておりますが、より多くの市民に憩いの場として利用していただくため、アジサイの植栽や芝生部分の木陰に竹を使ったベンチを設置し、利便性の向上を図るとともに、ホームページや広報等を活用して周知を図ってまいります。

○議長（山本邦男君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○古川宏史君

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の二州小学校から国道126号線までの歩道の整備ですけれども、要旨1ですけれども、これまで行ってきた作業内容は、測量と詳細設計が行われてきたというふうに答弁がありましたけれども、1つ確認なんですけれども、その詳細設計の中で歩道の広さなんですけれども、当初、説明会があったときに、その歩道の広さはどのようなグレードのものをやるんだというふうに、そういうことがあったんで、私ども地元の関係者と滝台地先、今できているんですけれども、その歩道を見に行っただけですよ。結構広くて、二州小学校の生徒は自転車通でございまして、やはり広さがないとちょっと危険なものですから、その自転車が通れるような広さの設計になっているんでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

県の方の考え方では、歩道の幅員につきましては3メートル以上を考慮したいというように考えていると聞いております。

○古川宏史君

自転車は車道ですね。ただ、ちょっと余り狭い歩道ですと、やはりせつかくやってもらって、そういうことで、滝台方面で今できている歩道と同じようにしていただければ結構です。

それから、もう1点ですけれども、国道126号線に面した信号機のところなんですけれども、そこは東金方面から二州小学校の方へ右折する交差点は鋭角的になっているんですよ。その交差点を無理やり大型トラックが右折するものですから、今まで大野商店さんの屋根を何回も壊されては直し、壊されては直し、きたんです。その交差点の改良はどのようにされるようになりますか。

○建設部長（並木 敏君）

現在の交差点につきましては、鋭角的な交差となっておりますので、一応、原則的には国道に対して直角にいくような形が、原則的には、そういうような形になろうかと思っておりますので、今の鋭角的なものを、それを変えるというのは間違いないというように考えております。

○古川宏史君

あそこは、大野さんが所有している角なんですけれども、そこを1軒、2軒ぐらい地権者があるんですが、その地権者、ちょうどなくなっちゃうような、そういう広さの交差点になるような感じですかね。

○建設部長（並木 敏君）

現在、詳細設計を詰めているところだと聞いておりますので、市長答弁にもありましたように、できる限り地元関係者のご協力をお願いしたいということでございます。

○古川宏史君

それでは、要旨の2点目ですけれども、これから作業内容ですけれども、これから地元の説明会を行う予定になっていて、平成23年から5カ年で事業を行うというふうにございました。当初の説明会ですと、たしか22年から始まるというふうに聞いておったんですけれども、1年先に延びたわけでしょうかね。

○建設部長（並木 敏君）

当初、県の予定では、市長答弁にもありましたように、県単独事業という形で考えておったわけなんですけど、これは県の方も財政等が苦しい状況だということで、要するに補助対象に振り替えたいということで、1年延伸という形になったかと考えております。

○古川宏史君

では、それでは23年から用地買収が始まるということでよろしいですか。

○建設部長（並木 敏君）

そのように聞いております。

○古川宏史君

それでは、要旨の３点目の完成予定なんですけれども、２３年から５カ年で行うということですから、平成２７年が一応完成予定になるわけなんですけれども、地権者の方々の協力があれば、もっと早くなる可能性もあるということですか。

○建設部長（並木 敏君）

考え方はそうなんです、一般的には当初に決めた５カ年という形で進んでいくというように考えております。

○古川宏史君

二州小学校の通学道路になっておるため、１日も早い完成を望んでおります。よろしくお願いいたします。

次に、八街市のＰＲでございますけれども、要旨１のこのことにつきましては、先ほどの答弁ですと、平成１６年に小学生に何か絵をかいてもらおうと、そういうことがあったわけなんですけれども、そのメンテナンスが受益者でございます農家側で行うということで、取りやめになったわけなんですけれども、それならば、その絵をかく工事代、それは国の方で行っていただけるとのことだったのでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

滝台の調整池につきましては、これは小学校の生徒に絵をかいてもらおうということでございまして、国の費用負担で書くということではございませんでした。

○古川宏史君

その辺がちょっと、もう一回確認をしてもらいたいんですけれども、それは全部、市側でやるということなんでしょうかね。

○経済環境部長（森井辰夫君）

そのときの事情につきましては、ちょっと今現在はっきりわかりませんが、やはり小学生が絵をかくということでございますので、やはりこちら側の負担ではなかろうかというふうに推測しております。

○古川宏史君

その辺、もう一度、国の方に確認してもらって、予算的にどのくらいかかるか、わかりませんが、八街市の特産品をＰＲしていくには、やはりＰＲ費は市が持つべきではないかと思うんです。ＰＲ費は金がかかるのは当然なんで、そういうことで、いろいろとこれからもお願いしたいんですけれどもね。

あと、今、四木地先に建設されています地権者の方からでも、そのようなお話があったというふうに、先ほどありました。そういうことで、ぜひ、絵をかいてもらいたいというわけなんですけれども、もう一度、ご答弁の方、お願いしたいんですけれども。

○経済環境部長（森井辰夫君）

四木の水槽に市の負担でということでございますけれども、確かに、この四木地先につきましては道路地であるということで、大変目立つ箇所ではないのかなというふうに考えておりまして、ここに絵をかくということは、絵をかいてＰＲするということは、大変目立つん

じゃないかなというふうに考えております。しかしながら、この水槽ができ上がりました暁には、北総中央用土地改良区の管理となりますので、そちらの協議、また多額の費用もあることから、これにつきましては、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えます。

○古川宏史君

では、次はロードレースですけれども、今年、何人かの議員が参加いたしました。来年は私も2キロを挑戦しようと思ったんですけれども、2キロは一般はないそうなので、3キロに挑戦したいと思いますけれども、皆さん全員で、そのようにお願いしたいんですけれども。

それで、ここ何年かの参加人数はどのくらいになっているのでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

18年度は255人、19年度が246人、20年度が277人でございます。

○古川宏史君

八街市で行っているのに、また、ちょっとさみしいような気がしますけれども、あと、ピーナッツ駅伝の方はどのくらいの参加になっていますでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

昨年のでよろしいでしょうか。チーム数54チーム、参加人数417名でございます。

○古川宏史君

駅伝は、何年か前に改名して、ピーナッツ駅伝になりました。改名してピーナッツの宣伝はされているんですか。

○教育次長（尾高幸子君）

先ほど教育長の方から答弁したとおりでございますが、参加賞に落花生を配付しております。それと、優勝チームにはピーちゃん・ナツちゃんのマスコットを商品として差し上げてございます。

○古川宏史君

経済環境部長にちょっとお聞きしたいんですけれども、八街市のPRとして行う、このピーナッツロードレースなんですけど、ピーナッツの宣伝をしてもらいたいわけなんですけれども、参加人数を増やしてもらいたいわけなんです。それには、落花生の業者の方とか、農家の方、それでピーナッツを寄附していただいたり、ボランティアで参加をしていただいたり、そういう協力もしてもらわなきゃいけないんですけれども、あと、そういうことで商工課と農政課も連携をとってやっていただかなければできないわけなんですけれども、部長として、このようなことをやる気はありませんか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

ロードレースにピーナッツのPRということでございますけれども、落花生のPRにつきましても、今までも機会を捉えて積極的にPRをしてきたという経緯から考えまして、できれば、このロードレースにおきましても、将来的にはPRしてまいりたいというふうには考えております。

○古川宏史君

千葉県の中で富里のスイカロードレースは有名なんですけれども、そのほかに白井市が市マラソン、本埜村いちごロードレース、富浦びわ里山マラソン、ほかにもたくさんあるんですけれども、市特産の名前で行っているところが、かなり今ございます。八街市ではピーナッツ駅伝がありますけれども、駅伝はチームですから、ロードレースは個人で簡単に参加できるわけです。

では、市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、ピーナッツロードレースに名前を変えて、八街市のPRにする気はありませんか。

○市長（長谷川健一君）

いや、今もやっているのは実際はPRですから。ですから、今やっているそのものがPRですから。ですから、議員の皆さん方も何人か参加していただいておりますけれども、どんどんみんな参加していただいて、また、ほかの市の人にも八街で開催していますから参加してくださいという、こんなことをしていただければ、私はもっとPRができるんじゃないかと思います。

○古川宏史君

確かに今行っているわけなんですけれども、もっともっと大々的にやってほしいと思うんですよ。それには、やはり教育委員会だけじゃなくて、先ほど言ったように農政課、そして一緒に協力をしてもらわなきゃいけないわけですね。そういうことで、今後ともよろしく願いいたします。

最後に、たけのこの里についてお聞きいたします。

要旨1のたけのこのシーズンに施設して、たけのこ掘りを管理しているわけなんですけれども、先ほど利用者数を聞きました。大分増えてきているんですけれども、本当に関係者のご努力だと思っております。

それで、たけのこの里として、体験をさせる本来の目的は達成していると思います。これから、さらに続けていただければと思います。

2点目ですけれども、先ほどアジサイを植えていただけるというふうに答弁ございました。ありがとうございました。春になりますと、たけのこの里は大木のコブシの花が咲いて、大分遠くからでも見に来たりします。そして、アジサイが咲いたり、キンモクセイが咲いたり、あと、ないのはやはり桜の花だと思うんですよ。外周に植えても、そんなに本数は必要ないと思うので、大体聞いたところによりますと、1本1本の株まで大体10メートルぐらいがいいというふうに聞いております。それで、そんなに本数は必要ないと思うので、予算的に莫大な予算がかかるわけではないので、ぜひ、検討をしていただきたいんですけれども、再度ご答弁をお願いいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

確かに桜の木、桜の開花に向けて、すてきだと私も感銘しているところではございますが、たけのこの掘りと、そのちょうど開花の時期が同一時期ということになりますと、公園を使っていたくという趣旨にのっとりしますと、開放していかなければいけないということにな

りますと、先ほど答弁申し上げましたように、施設をした中で、かぎを貸し出して利用する人がたけのこのシーズンについては、たけのこ掘りの体験をするということの管理上の問題等を考えますと、やはり桜の花の開花と、たけのこ掘りの時期が一緒ということの中では、管理が非常に難しいのかなと思います。ですので、先ほどアジサイの植栽等をしながら、シーズンでいろいろな角度から楽しんでもらう一般開放に向けての花の開花のシーズンをずらした中で、公園として位置付けられたら、とても素晴らしいことではないのかなと、このように考えております。ですので、教育長の方から答弁のとおりでございまして、アジサイ等の植栽を職員で、しようじゃないかということと、ベンチを竹がせっかくあるので、竹で職員が手作りをしてやれたらいいなということの中で、やる方向で今検討しておりますので、それらを踏まえた中で、ご理解いただけたらと思います。

○古川宏史君

たけのこのシーズンとかち合うから、桜の花はちょっとできないという答弁がございましたけれども、幾らそういう理由もあるかもしれませんが、桜は外からでも見られます。ですから、何もそこまで管理というか、そこまでしなくてもいいと思うんですけどもね。たけのこを掘りに来た人も当然、中で花見もできるわけですから、その辺についても、そんなに厳しくしなくてもいいのかなと思います。ぜひ、検討課題にしていいただければと思います。

○経済環境部長（森井辰夫君）

先ほどの滝台地区にできました12号水槽の小学生が絵をかく際の費用負担でございまして、けれども、当時、国の経費でもって小学生に絵をかいってもらうということで進んでおりました。しかしながら、その後の管理のことにつきまして、受益農家の負担が生じるということから、絵をかくことについては断念したという経緯がございまして。

○古川宏史君

もう一度確認しますが、絵をかく工事代の方は国がやるということだったんですよね。

○経済環境部長（森井辰夫君）

絵をかくということの費用でございまして、この絵をかく自体の費用は国が負担するというように進んでおりました。

○古川宏史君

それならば、後のメンテナンスだけが受益者の農家側がやるということですね。そういうことでしたら、私が思っていることなんですけれども、そのメンテナンスだけは市側が行って、八街市のPRとして予算もそういう莫大な予算がかかるわけではないんですね。

メンテナンスだけが、この市か、農家側が行うということでいいですね。

○経済環境部長（森井辰夫君）

再度申し上げますと、当初は費用は国が持つということで進んでおりましたけれども、管理の面からいたしまして、最終的には決まらなかったということです。したがって、今

回の絵につきましても、国で持つというものではございません。あくまでも、もしPRの絵をかくのであれば、市が負担しなきゃならないということになろうかと思います。

○古川宏史君

では、5年くらい前の話だったので、それから今の現在だと、状況が変わってきたということですか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

もう一度申し上げますと、当時はその方向で進んでおりましたけれども、最終的に決まらなかったと、経費負担が決まらなかったということでございます。

○古川宏史君

ですから、決まらなかったというのは、メンテナンスが農家側が行うということで、決まらなかったと思うんですよ。やってないから、まだ、そこまで約束できないということで決まらなかったと思うんですよ。

○経済環境部長（森井辰夫君）

もう一度申し上げますと、小学生に絵をかいてもらったかどうかという話がございまして、その費用負担については、当初は国で経費を負担してもいいのかなというような話であったようでございますけれども、最終的には後々の維持管理の問題等もありまして、したがって、絵も描かなかったということございまして、したがって、それに関わる国の経費もなかったということでございます。

○古川宏史君

ですから、メンテナンスだけが、私が何回も言いますように農家側か、市の方で行えば、それは問題ないということよろしいんですかね。

○経済環境部長（森井辰夫君）

そのときの協議ですと、あくまでも受益者である農家が負担すれば、それは可能であるということだと思います。ただし、それと四木の件につきましては、12号調整水槽のお話をして、それを理解してもらったということございまして、詳しい協議はしておりません。

○古川宏史君

では、この話はこの辺にして、また、その辺もう一度よく確認をしてもらって、また、次回こういう質問をするかもしれません。よろしくお願いします。

以上で質問を終了します。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、古川宏史議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、中田眞司議員の個人質問を許します。

○中田眞司君

誠和会の中田眞司でございます。今回は2項目について質問をさせていただきます。明解なる答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、順次質問をさせていただきます。

質問の第1は、農地法等改正について質問をさせていただきます。

今年の6月24日に改正農地法が公布されました。農地についての権利を有する者の責務が明文化されるとともに、相続など、より農地の権利を取得した者の農業委員会への届け出制度の創設や共有持ち分の2分の1を超える同意で、農用地利用集積計画の制定が可能になるなど、農業委員会が農地の利用調整を図る上で有効な手法が設置されました。改正法の年内施行に向けて質問をいたします。

要旨1、新制度の周知徹底はどのように行うか、お伺いいたします。

要旨2、農地制度と実務に精通した事務局職員の確保及び養成はどのようにしていくのか、お伺いいたします。

要旨3、体制の弱体化が見られる農業委員会の体制強化が不可欠と考えるが、どのように体制強化をしていくのか、お伺いいたします。

要旨4、農業・農村の活力回復に向けた多様な経営体が力を発揮できる組織についてお伺いいたします。

要旨5、遊休農地対策として、どのような考えがあるのか、お伺いいたします。

要旨6、従来型の集落営農や市民農園に頼ることなく、多彩な農地の利用組織の展開が考えられるが、どのようなものがあるのか、お伺いいたします。

次に、質問事項の第2は、教育問題についてお伺いいたします。

(1) 地産地消について。食の安全や地産地消の機運が高まる中、今年4月に学校給食への地場農産物活用を盛り込んだ改正学校給食法が施行されました。農水省は食材ベースで30パーセントの利用率を掲げております。

質問をいたします。要旨1、学校給食で地場産野菜は食材ベースでどのくらいの利用率があるのか、お伺いいたします。

次に(2) 校内のいじめについてお伺いいたします。

要旨1、なかなか解決しない「いじめ」だが、教育委員会の報告にあったいじめは、小中学校で何件ぐらいあったのか、お伺いいたします。

また、教育委員会に報告のないまま、学校内でとどめているということも聞いたことがあるが、実際把握できているのか、お伺いいたします。

要旨2、平成20年度9月定例会の質問で、子どもたちにいじめの調査を行っているという答弁がありましたが、その内容と実施回数についてお伺いいたします。

要旨3、今後、学校に対して、どのような指導をしていくのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。明解な答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、中田眞司議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1、農地法等改正について答弁いたします。

(4) ですが、本市は、県内でも常に上位に位置する農業産出額を誇り、県内だけではなく、全国の消費者に新鮮でおいしい農産物を供給する重要な役割を担っております。しかし

ながら、近年では後継者不足と高齢化の進行が起因となり、農業の基礎体力の弱まりが進行しつつあります。こうした中で、本市におきましては、市内の農業者が集まり、農畜産物などの直売を行う施設として「スマイルやちまた」の開設や株式会社八街産直会、農業生産法人・株式会社旦千花などの新しい経営体が、新鮮で安全な農産物を消費者に届けることにより、八街産野菜のPRとあわせて、本市農業の活力回復に向けた取り組みがなされているところでございます。

また、近隣の富里市や山武市では民間企業が農場を運営し、生産された農産物を自社で販売等していると聞いております。このような民間企業の農業への参入は、農業と民間企業の相互研鑽による新しいビジネスの創出や遊休農地や後継者不足、また、自給率の低下に対して歯止めをかけることが期待でき、弱まりつつある農業の活力回復に向けた有効な手段の1つであると考えられますので、本市において、同様の事業展開について問い合わせがあった場合は、情報提供等の協力をしてまいりたいと考えております。

次に（５）ですが、耕作放棄地の発生防止と有効利用は、自給率の向上や食料を安定供給するという観点からも重要な農政課題と考えております。市といたしましては、これらを解消するため、昨年において市内全域の耕作放棄地について、一筆ごとに調査を実施したほか、本年１月には「八街市地域耕作放棄地対策協議会」を設立したところであります。この協議会は、地域の実情に即した耕作放棄地解消計画を策定し、耕作放棄地の再生利用と保全管理をするため、総合的・包括的な支援を行っていくことを目的とする組織でございます。既に、今後の耕作放棄地解消対策の基礎資料とすることを目的に、国の「耕作放棄地再生利用推進交付金」を活用し、「耕作放棄地再生実証試験」を実施しておりますが、今後におきましては、現在、把握している耕作放棄地が、どうして耕作放棄地となったのか、その理由や土地所有者の意向など、状況を詳しく調査し、八街市地域耕作放棄地対策協議会としての方向性を検討してまいりたいと考えております。

近々、農業委員の協力により、昨年の一筆調査の結果、森林・原野化し、農地に復元して利用するのは困難であると判定された農地について再調査する予定となっておりますほか、他の判定農地につきましても、１１月末までに再調査を行う予定でございます。

また、今回の農地法改正に伴い、農業生産法人を含めた意欲ある担い手への面的集積を促進するための地域担い手協議会などの農地利用集積円滑化団体の設置を検討するなど、農地利用集積の円滑化を図っていくことも重要であると考えておりますので、その具体的な方法につきましても、今後、八街市地域耕作放棄地対策協議会の解消計画策定の中で協議してまいりたいと考えております。

次に（６）ですが、今回の農地法改正により、貸借の規制が見直しされ、農業生産法人以外の法人等の参入が、従来に比べ容易になるだけでなく、農村集落においては、農家だけでなく非農家を含めた構成員により、集落営農法人を設立したり、観光と農業の融合を行うNPO法人等の設立が容易になる等、多様な担い手が期待できるものとなりました。展開できる事業についても、農産物の生産、農作業受託、農地・水などの資源管理、農産物加工、直

売レストラン、直売所等が想定でき、多種多様な事業に取り組めることができるようになりました。以上でございます。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

個人質問４、誠和会、中田眞司議員の質問事項１．農地法等改正について答弁いたします。

初めに（１）ですが、本年６月２４日に公布され、年内の施行が確実となっております農地法改正は、第１条の法の目的をも改正する農地法制定以来の大改正となっております。

この法改正に対しまして、当委員会としては、農業者等に新たな農地制度を周知、徹底していかなければならないと認識しております。つきましては、当委員会で毎年、発行している「農業委員会だより」を通じ、周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に（２）、（３）につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

農地法の改正に伴う事務局職員の確保、農業委員会の体制強化につきましては、公明党・川上雄次議員の一般質問で答弁したとおりでございます。

また、事務局職員の養成につきましては、上位機関であります千葉県農業会議や千葉県等の関係機関の研修会に参加するとともに、事務局内での研修を重ね、養成を図り、新農地制度の適正な事務実施に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項２．教育問題について答弁いたします。

（１）①ですが、地場産野菜につきましては、市内の青果市場２社及びＪＡいんばにより、数量や品質等の規格を示し、優先的に地元農産物を購入しております。

平成２０年度で使用した八街産の主な野菜の利用状況につきましては、小松菜の年間使用量は４千１１キログラムのうち八街産が３千４８４キログラム、利用率は８６．９パーセントでございます。長ネギは７千９７キログラムのうち３千１７１キログラム、４４．７パーセント。大根は５千４１４キログラムのうち２千４１７キログラム、４４．６パーセント。ニンジン１万８千７９２キログラムのうち７千１６２キログラム、３８．１パーセント。キャベツは１万７千５３５キログラムのうち４千５０６キログラム、２５．７パーセント。ほうれん草は４千２２キログラムのうち８３４キログラム、２０．７パーセント。ごぼうは２千３２キログラムのうち２１４キログラム、１０．５パーセントとなりました。

なお、八街産の野菜のうち、小松菜につきましては、年間を通して栽培されておりますので、年間使用が可能であります。年間供給が困難な野菜もございます。ニンジンにつきましては、１１月から３月までの５カ月程度であり、大根につきましては４月から６月、１０月から１２月の６カ月程度であります。その他の野菜につきましても、収穫時期が決まっておりますので、今後も納入業者の協力を得ながら地産地消に取り組み、八街産の旬の野菜を取り入れた給食供給ができるよう努めてまいります。

次に（２）①、②、③につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

平成２１年１学期末に教育委員会で実施した調査では、いじめの総数は小学校３５件、中

学校115件となっております。その内訳を見ると、いじめの約3割は、「ひやかし、からかい」、次いで「言葉でのおどし」となっています。これらのいじめの約7割は指導により解消されております。

また、継続しているいじめについても、早急な解消を目指して指導をしております。

ご指摘の「教育委員会に報告のないまま、学校内でとどめていると聞いたことがある」ということについては、学校からは教育委員会に報告されていると考えております。

次に「いじめ調査」についてですが、代表質問2.京増議員に答弁したとおり、教育委員会としては、小中学校におけるいじめの実態を把握し、いじめのない学校づくりを支援するために、年3回、学期ごとにいじめ調査を実施しております。

また、各小中学校でも、学校独自に児童・生徒に対して「いじめ調査」を定期的の実施し、自校のいじめの状況把握と指導に活かしております。

学校への指導についてですが、中学校に対しては、毎週実施する生徒指導会議の際に指導主事が毎回出席し、いじめをはじめとする問題行動について情報を共有化し、実態把握に努めるとともに、いじめや問題行動解消のための助言や指導に当たっております。

また、小学校に対しては指導主事の学校訪問の際に、報告のあったいじめについては、その後の対応について追跡調査し、指導・助言を行っております。

教育委員会としましても、いじめの根絶を図るため、校長会、教頭会を通して学校へ徹底して指導しているところです。特に、継続しているいじめの早期解消、いじめの早期発見のために学校教育相談体制の確立やスクールカウンセラーの活用を推進してまいります。

○議長（山本邦男君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 1時57分）

（再開 午後 2時08分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○中田眞司君

答弁ありがとうございました。それでは、自席にて再質問させていただきます。

まず、学校給食についてお伺いしたいと思います。

今、八街の給食センターで使われている野菜の量、全体で120トンぐらいではないかと思います。今いろいろパーセントで示していただいたわけですが、実際に全体に使用する野菜の中での八街の地場産野菜の利用率というのは、どのくらいあるのか、わかたらお答えをお願いしたいと思います。

○学校給食センター所長（石井 勲君）

今、ご質問がありました全体の使用量のうち、八街産の利用率についてお答えします。全体の生鮮野菜の使用量につきましては、11万331キロ使用してございます。そのうち、

県外産が5万2千26キロ、県内産が3万5千599キロで、八街産につきましては、2万2千706キロということになっております。全体の使用量としましては、県外産が47パーセント、県内産が32パーセント、八街産、地場産につきましては、約20.58パーセントでございます。

○中田眞司君

もう少し詳しく教えていただきたいんですけども、八街に青果市場が2社ほどございます。今の答弁の中にも入っていたわけですけども、これは八街の生産者が市場に運んでいくケースもあるわけですけども、この八街の2社の供給を除いての例えばいんば農協の利用率というのは、どのくらいあるのでしょうか。

○学校給食センター所長（石井 勲君）

全体の使用量につきましては、八街産が先ほど申しましたとおり2万2千706キロなんですけれども、そのうち1万7千861キロがJAでございます。あとの市場2社からは4千845キロ、全体の使用量としましては、JAが16.19パーセント、市場からのやつが4.39パーセントと使用してございます。

八街産の使用量のうち、JAの利用状況につきましては、78.6パーセント、市場の方が21.34パーセントとなっております。

○中田眞司君

学校給食といいますと、栄養士による献立があるわけですけども、学校給食が1カ月ぐらいの給食予定を出しています。その1カ月ぐらいの野菜の使用に関して、栄養士が当然献立を組むと思うんですけども、その辺で八街にある野菜の量というか、八街産である野菜がいつ頃に、これだけぐらいの量があるというのは、栄養士というのは把握できているわけですか。

○学校給食センター所長（石井 勲君）

まず、葉物等につきましては、毎月使用してございますので、できるだけ小松菜とか、ほうれん草につきましては、大体、八街産か県内産で購入してございますけれども、その他、季節的に先ほどお答えしましたとおり、ニンジンにつきましては、八街産につきましては11月から大体3月までとなっておりますので、その他の時期につきましては、県内産、または県外産を使用しております。

また、先ほど献立の中で、八街産、地場産をできるだけメニューに入れてはどうかということでございましたけれども、やはり栄養価とか、そういったものを勘案しながら献立を立ててございますので、すべてそういったものを把握してはおりますけれども、すべてのものを使用するまでには至っていない現状でございます。

○中田眞司君

この今の答弁の中で、いろいろな数字を教育長の方から示していただいたわけですけども、八街の使用率が非常に少ないわけです。一番多いものでも44.6パーセントということで、約56パーセントぐらいは県外から入っているわけですけども、実際に私も農家を

やっています、組織の方にいろいろ入っていた経験もございまして、実際に八街の地場産を供給できる量というのは、もっともっといっぱいあると思うんですけれども、恐らくJAさんの方で対応できないということがあろうかと思いたすけれども、この供給についてJA云々じゃなくて、やはり生産者に問い合わせ、直接そういった地場産のものを供給してもらうという方法はできないんでしょうか。

○学校給食センター所長（石井 勲君）

供給量とか、そういったものもございまして、今後その時期、また使用量等を現在もJA、市場等に使用の状況につきまして、納入できるかについては、お話ししてございまして、今後はそういった生産者につきましては、市場またJAさんを通じながら生産者の方と調整を図ってまいりたいと考えております。

○中田眞司君

ここに先ほど示された、長ネギからごぼうまでということで、数字的に示されたわけですが、こういった品目に関して、ほかの品目に関して地場産野菜はまだ量的にもたくさんございます。また、時期的にも、こういった示された時期より、ほかにもまだまだ生産されているものがあるわけでございます。ぜひ、また地場産の野菜、安心な野菜を使っただきまして、八街の農家の方の活性化という、ちょっと大げさになりますけれども、そういった取り組みをぜひしていただきたいと思いたす。

次に、農地法改正についての質問なんです、私ちょっと勉強不足という、農家をやっている申し訳ないんですけれども、先ほど周知について「農業委員会だより」ということで、周知をするという話もございましたけれども、「農業委員会だより」というのは、農家組合だけに出している広報紙じゃないんですか。その辺をちょっとお願いしたいと思いたす。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

農家組合を通じて配付してございまして。

○中田眞司君

周知・徹底といいますけれども、実際に農家をやっている、今は農家組合に入っていない人が非常に多いわけ。この辺の周知については、どのように農業委員会ではお考えでしょうか。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

ベースは「農業委員会だより」を考えておりますが、今、検討しているところですが、市のホームページとか、あるいは広報の紙面状況を勘案しながら、広報等も使って周知はしていこうというふうには、今現在、考えております。

○中田眞司君

それでは、また先に進ませていただきます。

次に、学校のいじめについてですけれども、これも非常に奥が深い、根深い問題なんですけれども、前に質問した経緯がございまして。そのときのいじめについてのガイドラインという、位置付けというものをある程度作ったというご案内を聞かされたわけですが、

この受け側といじめをする方の考えは大分誤差があると思うんですけども、先ほど、この私の方の質問で教育長の方からいじめに対して調査をしているとありました。前にも京増議員のときにも恐らく同じような答弁をしたと思うんです、調査をしているとありました。調査をしているのはわかるんですけども、どのような調査内容でやっているのか、わかりましたお願いいたします。

○教育長（齊藤 勝君）

アンケート調査であります。無記名で男子・女子のみを記して、あとは記名しますと本当のことを書けませんので、無記名でアンケート調査をしております。具体的に言いますと、A、今までいじめられたことがある。B、いじめたことがある。C、いじめに加わったことがある。D、全く経験がないというような中で、いじめられた場合にはいつ頃であるか、どのような時間帯であるか、どこでか、どのようでか、そのほか、だれにいじめられたのか。それから、どんな気持ちがしたのかとか、あるいは現在その状況がどんなふうになっているのか、だれかに相談する人がいるのかというような内容で、できるだけ状況を本人がきちんと書ける状況のような状態の中で、毎学期一遍、こういう調査はしております。

○中田眞司君

そのアンケート用紙にいじめを受けている、その根が記されるわけですけども、その上だった用紙と、先ほど教育長の答弁の中で小学校で約35件、中学校で115件という、いじめがあったということでは、大体その辺の数字は比例するんですか。

○教育長（齊藤 勝君）

私が答弁したとおり、小学校に比べて中学校は非常に多いです。多いということは、やはりそのアンケートの中で、子どもたちがこれはいじめられたんだという実態を正直に出しておるものと把握しております。

○中田眞司君

私が言うのは、調査をした結果と、このいじめが報告された件数が大体合うのかどうかということです。アンケートで、私はいじめられていますよという結果があるわけですけども、そのまとめた結果と、教育委員会に報告をされた小学校35件のいじめがあったと。それから、中学115件と、こういうのは大体数字が合うのかどうか、私は今質問しているんです。

○教育長（齊藤 勝君）

結果が合うかどうかということですが、件数といじめの状況については理解しております。その他、いじめの状況について教育委員会がどう理解しているかということですが、1つは学校の指導によって残念ながら状況がうまくいかない場面がありますよね。学校の指導が納得できないという中で、教育委員会の方で例えば保護者から連絡があります。その連絡があった場合に、一応、学校に確認しながら、ある場面においては教育委員会の方で一緒に入って問題解決に努力をしている場面があります。

○中田眞司君

私の質問が何か足りないようですので、比較云々じゃなくて、実際にアンケートを3回やっているんですよね、小学校、中学校も。その結果は、どのようになっていましたか。アンケートの結果、この数字なんですか。いじめがあったのが35件、それと中学校が115件と、これは報告があった数字なのか、それとも結果の数字ですか。

○教育長（齊藤 勝君）

報告のあった数字です。

○中田眞司君

私が聞いているのは、そのアンケートの結果と、この報告された数字が合うかどうか、差があるかどうかというのを聞きたいんですけれども。

○教育長（齊藤 勝君）

アンケート結果ではなくて、学校からの報告ですので、それぞれのいじめの実態、状況というのは、各学校で把握をして、そしてこちらに報告のあったという数が私の答弁した、この小学校で35件と、それから中学校で115件の内容であります。

○中田眞司君

アンケートの結果と、私が言いたいのは報告があった結果、どの程度の差があるのか。

では、教育長、質問を変えます。アンケート結果はどうだったんですか。

○教育長（齊藤 勝君）

学校の方でアンケートとして子どもたちのアンケートはとります。それをもとに、普段の子どもたちの生活状況を見ながら学校の方では、こういう件数があったけれども、実際にどうであろうかということで学校では、それを実際に会議等で調査をいたします。そして、その結果が現在来ている状況の中で、今言った「ひやかし・からかい」が何件あったかと子どもたちが無記名で出します。出した内容を幾つかということは、各学校ごとの数は把握はしておりません。だけれども、各学校では、そういうアンケートをもとに、それぞれ話し合っ
て、そしてこういう事例だね、こういう事例だねと、事例のそういうような数を教育委員会に報告しています。そして、その数を今小学校35と中学校115で答弁いたしました。

○中田眞司君

前の質問のときに、いじめに対する定義付けがある程度、明確にされたわけですよね。アンケートは当然その定義付けを基本とした中のアンケート調査だと思うんですよ。その結果はどうであったかと、上がっている結果はどうであったかと、調査していると教育長の方から答弁があったんですから、調査していたなら、その調査の結果はどうだったんですかと、私は今お聞きしているわけなんですけれども。

小学校、中学校全体で結構です。

○教育長（齊藤 勝君）

ですから、今回のいじめの調査結果は、小学校35件と中学校115件ですよ。

○中田眞司君

では、調査結果は教育長の方に上がっていないわけですね。

○教育長（齊藤 勝君）

上がっています。

○中田眞司君

では、この数字が調査結果ということですか。わかりました。

非常にこのいじめというものは、私も実際に本人にいじめがあった方から相談されたわけですが、非常に奥が深いと。これをゼロにするのは不可能かと、そう思うわけですが、子どもたちもせつかくの義務教育の中で学校に行っていて、学校に行きたくない、学校なんかなくなっちゃえばいいんだと、そういうようないじめが、極端ないじめもあるように思います。また、この中で、ひやかしとかが約70パーセントぐらいということで、ある程度解消できたということで答弁をいただきました。また、今後、ぜひこういった子どもたちの問題に対して、教育長の方から十分に指導していただきまして、八街からいじめを撲滅するというわけじゃないけれども、なるべく減らすように努力をしていただきますようお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、中田眞司議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、湯浅祐徳議員の個人質問を許します。

○湯浅祐徳君

久しぶりに登壇しまして、3点ほど質問をさせていただきます。

今日、私で5人目でございますので、皆さんお疲れのようでございますので、極めて簡単に質問をさせていただきます。

まず、1点目は道路問題でございますけれども、この道路は地籍は真井原区でございます。こっち側から行きますと、ちょうど泉台を過ぎますと、左側にコンビニ、スリーエフがございまして、その榎戸新田という踏切を渡った道路、市道15009号線、そして13018号線、この道路が今榎戸駅わきの踏切が朝晩、大分混雑してまいりまして、これが抜け道になっておりまして、大分、自動車の量が多いと。そして、道路幅が狭くて大変危険な状況にあるというようなことで、これを何とか拡幅できないかというようなことで、地元の要望も強いわけでございますけれども、それともう一つ、この道路は通勤・通学、あるいはまたちょうどランドマークの裏に県道76号線に出る道路でございまして、ランドマークの中に4店舗ほど大型店があるわけでございますけれども、生活道路といえますか、大分、自転車、歩行者も増えておりまして、道路河川課にちょっと見ていただければわかるんですけども、大分、木が、枝が生い茂っておりまして、その道路が暗いという感じなんです。ですから、これどうしても枝の伐採とか、もう少し道路を明るくして歩行者に配慮して整備をしていただきたいというようなことをお願いしたいと思います。

それと、この道路なんですけれども、どうもお話を伺いますと、その財閥の西村さんの土地の山であるようでございますけれども、でも、木が生い茂って道路にかぶさっている枝の伐採なんかは、言えば恐らく切らせていただけますでしょうし、これはもうぜひ、早速、

道路河川課の方で現場を見ていただいて、ひとつ歩行者に配慮した整備をお願いしたいと思います。

それと、2点目でございますけれども、榎戸サッカー場の件で、私もこの件、昨年の12月議会でも質問させていただいたわけでございますけれども、何度も一般質問するということは、それだけやはり地元で何とか多目的広場にさせていただきたいという要望が強いわけですよ。前回、質問したときに利用実態と、そして多目的広場にはしていただけないかというようなことで、その後の検討状況はいかがか。

そして、これ北地区も4地区あるわけでございますけれども、結構、北地区にもスポーツ団体が多いわけですし、できればサッカー場だけではもったいないし、何とかこれを住民に開放できないものかということで、いろいろ要望が強いわけですし、この件で開放していただければ、親子あるいはまた子ども同士のキャッチボール、あるいはまたラジオ体操、あるいはまたグラウンドゴルフとか、あるいはまた太極拳、それこそ地域指導を催す、そういう地域の皆さんに本当に喜んでいただけるようなところになるのではなかろうかと、このように考えておるわけですが、この辺のところ、ひとつぜひ、地域住民、あるいはまた開放していただいて、多目的広場にさせていただきたいと、このようにお願いするわけです。

それと、3点目は10月11日、第54回市民体育祭があるわけでございますけれども、この市民体育祭、従来、雨天中止ということになっておりまして、私も八街北の支部長を平成9年から16年まで8年間支部長をやったこともあるんですよ。ちょうど8年間やらせていただいて、3年雨で中止でした。これ、今、8支部あるわけですが、1支部、選手団も170名くらい探して、これも大変なことなんです。予算的にも、私が8年間やったときには、市の方からも補助金が8万円出たわけでございますけれども、今、お話を伺いますと5万円だということで、私の八街北地区の例を挙げますと、戸数割で4地区ございまして、戸数割で1戸150円、約2千戸ありますから30万円ですか。選手団が170名プラス役員、そして応援団、計算しますと1支部250名ぐらいの皆さんが参加するようになるわけですよ。考えますと、お茶にあんパン250個、あるいはまた250人の弁当プラスお茶は、その倍になりますから500本ですか。そのくらい準備して、従来ですと雨天中止と、これ何とか翌日に順延できるようにならないものか。これは、支部長会議でも、恐らく話し合われておると思いますけれども、私もちょうど8年間やらせてもらって、8年間も支部長会議も出たわけなんですけれども、これ、雨天中止になりますと、物的にも本当にむだなものがいっぱいできるわけなんです。私がそれこそ8年間やらせてもらって、ちょうど雨で3回中止で、5回参加できたんですけれども、そのときに弁当はこれどうしようかと。弁当屋さんに「雨天の場合は悪いけどキャンセルでひとつお願いしますよ」と。ところが、茶菓子のあんパンなんてのは、パン屋さんは朝早いものですから、これはキャンセルできないんですよ。毎年毎年、雨で2年連続で中止になったこともあるんですよ。ですから、来月の11日ですから、まだまだ選手名簿も恐らく上がっていないと思うんですよ。今年からでも十分間に合うと思いますから、ぜひ、この雨天中止じゃなくて、翌日に順延する

ような措置をとっていただけないものかと要望するものでございますけれども、8支部ありまして、支部長さん方が本当に一番心配するのは天気なんですよ。これが、雨天順延ということでありまして、とにかく一発勝負ではなくなりますから、雨天順延というのはどうしても必要じゃなかろうかと思っておりますけれども、その辺のところをひとつ検討していただきたいと思っております。

そんなことを質問しまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、湯浅祐徳議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 道路の拡幅・整備について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

ご質問の市道15009号線と13018号線は、榎戸駅周辺の混雑を避けて主要地方道成東・酒々井線から泉台方向への抜け道として車両の通行が近年増えている状況であることは、十分に承知をしております。

しかしながら、現道を拡幅し整備するには、JR榎戸新田第一踏切の拡幅工事等も必要となることなどから、費用対効果を考慮すると、現段階での整備は非常に難しい状況でありますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項2. 榎戸サッカー場の多目的利用の促進について答弁いたします。

(1) ①、②は関連がありますので、一括して答弁いたします。

榎戸サッカー場は、サッカーを通して市民の心身の健全な発達に寄与するため設置された有料の運動施設でございます。榎戸サッカー場の現在の利用状況につきましては、土曜・日曜日・祭日の利用が主となっており、年間を通じ、常時開放することは難しいかと思われまします。しかし、サッカーでの利用を優先とし、サッカー以外での利用につきましては、サッカー場としての管理上支障がない範囲での利用であれば、有効利用を図ってまいります。

なお、子どもたちの安全な遊び場を確保する観点から、本市では平成19年度より夏休み期間中、北部グラウンドの一部分を遊び場開放し、本年におきましても月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで開放しており、榎戸サッカー場につきましても、支障のない範囲で地域の方々が有効活用ができるよう検討してまいります。

次に、質問事項3. 市民体育祭の運営について答弁いたします。

(1) ①ですが、今年度の開催で、第54回を迎えます八街市民体育祭でございますが、この行事はスポーツ関係の事業の中で、出場選手や各地区の役員などの方々が多く参加される行事であります。このようなことから、各支部長及び各主管団体長などで行われております反省会で、予備日を含めた選手、役員などの確保が困難であるとの意見があり、協議した結果、予備日を設けないこととしたものであります。

主催者といいたしましても、行事を実施したい考えでありますが、予備日を設けることとなりますと、先ほど申し上げました協議結果や参加者送迎用のバスの確保、主管団体等の役員

の確保、テントや用具の賃借など、さまざまな問題があることから、今後、関係団体及び各地区の方々を含めまして、意見を聞き検討してまいります。

○湯浅祐徳君

この道路問題でございますけれども、先ほど市長答弁で拡張は無理だということでございましたけれども、道路河川課にひとつお願いしたいことは、これ現場を見て何か本当に暗い感じのするような、道路に枝が生い茂ってなっております、せめて歩行者に配慮して、今後ぜひ枝ぐらひはきれいに切っていただければ、歩行者の皆さんも喜ぶのではなかろうかと思ひます。この辺、ひとつどうでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

樹木の所有者、地権者と、一応、折衝をいたしまして有効幅員を確保したいというように考えております。

○湯浅祐徳君

これ、地権者はわかっておりますし、かなり道路にはびこっております、これは言えば幾らでも伐採して、向こうでも了解してくれると思ひますよ。ですから、これできれば、1つ先にお願ひしたいんですけれども、どうでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

先ほども申し上げましたように、地権者と折衝をいたしまして、了解のもとに有効幅員は確保したいというように考えます。

○湯浅祐徳君

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目のサッカー場の件でございますけれども、先ほど教育長の方の答弁で、地域住民に開放するということになりますと、どの程度、どのように開放していただけるのか。その辺のところをちょっと具体的に話を聞かせていただけませんか。

○教育次長（尾高幸子君）

この施設については、サッカー場としての施設でございますので、サッカーを優先することは、これはもちろんのことだと思ひます。その中で、区あるいは組合等でいろいろな行事等に使用したいということであれば、ご相談していただければ、有効利用を図りたいというようなことで、前回もお答えした記憶がございます。ですので、それらのときは、ぜひ教育委員会にご相談をしていただけたらと。管理上、施設としての施設でございますので、また、使用申請に当たっての賃借ということの中で動いている施設でございますので、その辺も含めて管理上等も含めた中で、やはり相談することで開放することも可能と思ひます。

夏休み期間中、北部グラウンドを今開放しているというようなこともありますので、その辺も含めた中で、今後いろいろと角度を変えた研究をしていきたいと思っておりますので、ぜひ相談に来ていただけたらと思ひます。

○湯浅祐徳君

開放していただけるということでしたら、その辺のところを管理している教育委員会の方

で、どのように地域の皆さんに、あいているときには開放しますよと周知はしていただけるんでしょうか。ちょっとその辺のところ、どうなんですか。

○教育次長（尾高幸子君）

私どもの方で要望等の中で伺っていないので、今、湯淺議員がおっしゃる内容がちょっとつかみにくいところがあるんですが、区等で行事等で使用したいということだとか、具体的にお話をされると、その辺で、また協議が成立するのではないかなと思いますので、その辺を含めた相談をしていただけたらと思います。

○湯淺祐徳君

いや、そうじゃなくて、とにかく、あいているときには開放しますということでしょうから、私も地元で、よくあそこのサッカー場を見ているんですよ。土日当たりも結構使っていないときもあるわけなんですよ。そういうときに、開放してくださるんでしたら、どのように地域の皆さんに、あいているときには、ぜひ使ってくれという、その周知をどのようにしていただけるのか。その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○教育次長（尾高幸子君）

有料でグラウンドを開放しています。利用申請に基づく利用でありますので、その辺はいつでもあいているからどうぞというような貸し方というのは、非常に難しい話だと思うんですね。これは、榎戸のサッカー場のみならず、中央グラウンドだとか、北部、南部、東部、グラウンドすべて利用申請に基づく貸出をしていると。その中で有料施設ということの中で、門はすべて施錠をしたことにより管理しているということですので、やはり区等で使いたいということであれば、相談してほしいと。個々での貸出は非常に難しい状態ではないかと考えております。

○湯淺祐徳君

では、とにかく区の方から要望があれば、あいているときには、開放してもいいよということなんですね。その料金は、私この前、質問したときに、たしか1時間500円と言っていましたよね。それ、あいているときには、どのような形で開放していただけるのか。

○教育次長（尾高幸子君）

ですから、いろいろなケース・バイ・ケースで対応しなきゃいけない部分があるかと思います。ですので、相談していただく中で、それを無料とするのか、あるいはどうするのか、これはあくまでも規定に基づいて、条例等で使用料を制定しているということがありますので、むやみやたらに個人対応でキャッチボールをやりたいから貸してくれということの中で対応というような状況では、お貸しするということの中の前提では考えにくいことですので、その辺をご理解していただけたらと思います。

○湯淺祐徳君

いや、私が言っているのは、有料とか、無料とか、そんな話をしているんじゃないんですよ。ただ、どのような形で開放していただけるのか、それを聞いているんですよ。

○教育次長（尾高幸子君）

非常に漠然として答えにくいことなのですが、要は自由に使うということをするのであれば、先ほど教育長の方から答弁がありましたように、夏休み期間中にグラウンドを開放している施設もございますので、そのような中で支障のない範囲内で有効活用することも進めている一環としては、今、施設を有効利用しています。ですので、榎戸サッカー場の今漠然の中での答えでなく、すべて相談していただくことによって対応していきたいということを申し上げておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○湯浅祐徳君

わかりました。では、利用申請すれば、あいているときには貸していただけるということなんですか。

○教育次長（尾高幸子君）

そのように思います。それも協議した中で、使っていただく、有効利用したいということの答弁でございますので、ご理解をお願いいたします。

○湯浅祐徳君

私が言っているのは、仮にあいているときは開放しますよと、それはわかるんですよ。ただ、北地区4地区あるんですけども、区長さん方にあいているときには、今度貸していただけるよというような話をしてもよろしいんですか。もちろん申請はしますけれども、ただ、私がここで、議会でこのような話をして、じゃあ今度は区長さんあたりに、あいているときには貸していただけるから申請しなさいというような話でよろしいんですか。

○教育次長（尾高幸子君）

区長さんにお話をするということは、区を挙げての催し物というふうに解釈させていただくのであれば、協議させていただきたいと、このように理解しております。

○湯浅祐徳君

では、それはあいているときには使わせていただけるということで、開放していただけるということですから、それは仮に地元の4地区の区長さんあたりに、あいているときには、それこそ利用申請すれば貸していただけるよという話でよろしいんですね。

○教育次長（尾高幸子君）

要はサッカー場を有効利用するためには、相談していただければ、サッカーの利用に差し支えないときは開放していきたいと申しますので、その辺を理解していただくと、やはり区長さんたちに、その辺の申請をする、行事を組む、そういうときに相談していただければよろしいんじゃないかということなのですが、そういう答弁では納得いきませんか。

○湯浅祐徳君

わかりました。では、とにかく、あいているときには、申請すれば使わせていただけるということですね。

○教育次長（尾高幸子君）

そういうふうに理解していただければいいと思います。

○湯浅祐徳君

わかりました。よろしくお願いします。

次に、市民体育祭の件でございますけれども、先ほどの答弁の中で、この辺のところをひとつ、私が教育長に申し上げたいことは、支部長会議で、これ雨天順延って支部長さんの希望が多いと思うんですよ。8年間、私も支部長会議に出まして、要は順延すると選手が困るという話は一度も出ませんでしたよ。ただ、本当に何かむだにならないためにも、これは当然、翌日に順延というような、そういう措置をひとつ導入していただきたいんですけどもね。1支部170人の選手団を見つけて、当日のそれこそおやつ、あるいは弁当、それこそお願いして、雨で中止ということが一番はっきり言って8支部の皆さんが困ると思うんですよ。まだ支部長会議もあると思いますけれども、その辺のところ、今年は間に合う、間に合わないは別として、支部長さん方にこの辺のところをひとつ相談かけていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○教育長（齊藤 勝君）

今の湯浅議員のお話なんですけど、今、湯浅議員さんは支部長から雨天順延は困るという話は全く出なかったというお話なんですけど、私の認識では、順延なんてとんでもないというお話に私は認識しているんですよ。ここに認識のずれがあるんですけども、だから、それを私は初めて聞きましたので、そうなのかなと思いますので、私の最後の仕事として、支部長会議のときに、そんなお話がありますと話はしてみます。とにかく私の認識ですと順延はもう、とてもできないという話であったわけなんです。

○湯浅祐徳君

いや、教育長、私は平成9年から16年まで8年支部長をやらせていただきまして、雨天順延で本当に選手が見つからなくて困るという話は一回も出ませんでしたよ。それで、むしろこれ全部用意してしまって、大体1支部、一般綱引き、あるいはまた小学生の綱引き、こんなことを団体競技を考えますと1支部で170名ぐらいの選手団をそろえるんですよ。これをそろえて、それこそ当日のおやつ、あるいはまた弁当を用意して、これ雨降って順延じゃこまるなんて支部長は、まずいと思いますよ。この辺のところは、今年、間に合わなかったら、来年でも結構、第55回大会でも結構ですので、これ雨天順延という措置を導入していただければありがたいと思います。

○教育次長（尾高幸子君）

先ほど、湯浅議員、平成9年から役員さんをやっていらっしゃって、聞いたことがないというお話でしたが、私どもの方の記録では平成13年度まで、予備日を設けています。その後、今の話が出まして、平成14年度から予備日なしで進めておるところでございます。

このようなことから、先ほど教育長ともずれがあるという話がありましたが、13年度まで予備日を設け実施し、14年度から予備日がなく実施しているという経過がございますので、その辺をご理解していただけたらと思います。

先ほどの答弁の中にもありましたが、今後、今年はとても無理でございますが、今後、関係団体等々を含めて意見を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

○湯浅祐徳君

平成14年の話が今出ましたが、平成14年は、私、支部長の立場でいたんですよ。それで、平成9年から16年まで、私8年間やりまして、毎年毎年、支部長会議に行って、私が一番いつも言っていたんですよ。こんな雨天中止なんてとんでもない話だと。何とか雨天順延するよという話を、私は8年間ずっとしてきたんですよ。ですから、これは、今年、間に合わなければ、来年、今度は第55回大会になりますけれども、ぜひ、ひとつ雨天順延という措置をとっていただきたいと、そんなことをお願いしまして終わります。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、湯浅祐徳議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議は、これで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間、ご苦勞さまでございました。

（延会 午後 3時02分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問

